

湯沢市地域防災計画

一般災害対策編

令和6年11月
湯 沢 市

一般災害対策編

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置付け及び構成	1
第3節 湯沢市防災会議	1
第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務・業務の大綱	1
第5節 湯沢市の概況と一般災害	2
第6節 一般災害想定	5
第7節 防災ビジョン	6
第8節 防災に関する調査研究の推進	8
第2章 災害予防計画	9
第1節 防災知識の普及計画	9
第2節 自主防災組織等の育成計画	9
第3節 防災訓練計画	9
第4節 災害情報の収集、伝達計画	9
第5節 避難計画	10
第6節 地域防災拠点の整備に関する計画	20
第7節 備蓄計画	21
第8節 通信・放送施設災害予防計画	21
第9節 水害予防計画	21
第10節 火災予防計画	22
第11節 危険物施設等災害予防計画	25
第12節 建築物等災害予防計画	25
第13節 土砂災害予防計画	25
第14節 公共施設災害予防計画	25
第15節 風害予防計画	26
第16節 雪害予防計画	29
第17節 農林業災害予防計画	37
第18節 危険物等大量流出災害予防計画	44
第19節 文化財災害予防計画	45
第20節 原子力災害予防計画	46
第21節 特殊災害予防計画	48
第22節 廃棄物処理計画	51
第23節 医療救護計画	51

第24節	災害時要配慮者及び避難行動要支援者支援計画	51
第25節	災害ボランティア活動支援計画	51
第26節	企業防災促進計画	51
第27節	大規模停電対策計画	51
第28節	広域応援体制の整備	51
第3章	災害応急対策計画	53
第1節	活動体制計画	53
第2節	職員の動員・派遣計画	66
第3節	自衛隊への災害派遣要請計画	73
第4節	広域応援計画	73
第5節	気象予報等の発表及び伝達計画	74
第6節	災害情報の収集・伝達計画	86
第7節	孤立地区対策計画	93
第8節	通信運用計画	93
第9節	広報計画	93
第10節	避難計画	93
第11節	消防・救助活動計画	93
第12節	消防防災ヘリコプター活用計画	93
第13節	水防活動計画	93
第14節	災害警備計画	94
第15節	緊急輸送計画	94
第16節	救援物資の調達、輸送、供給計画	94
第17節	給食・給水計画	94
第18節	医療救護計画	94
第19節	災害ボランティア活動支援計画	94
第20節	公共施設等の応急対策計画	94
第21節	ライフライン施設応急対策計画	95
第22節	危険物施設等応急対策計画	95
第23節	危険物等運搬車両事故対策計画	95
第24節	防疫、保健衛生計画	95
第25節	動物管理計画	95
第26節	廃棄物処理計画	95
第27節	行方不明者及び遺体の捜索並びに遺体処理、埋火葬計画	95
第28節	文教対策計画	96
第29節	住宅応急対策計画	96
第30節	災害時要配慮者及び避難行動要支援者対策計画	96
第31節	応急保育対策計画	96

第3 2 節	危険物等の大量流出に関する防除対策計画	97
第3 3 節	航空機事故応急対策計画	99
第3 4 節	原子力施設災害対策計画	102
第3 5 節	災害救助法適用計画	104
第3 6 節	労働力確保対策計画	104
第3 7 節	応急救用負担等の実施計画	104
第3 8 節	広域避難受入計画	104
第4 章	災害復旧・復興計画	105
第1 節	災害復旧・復興計画	105
第2 節	公共施設災害復旧計画	105
第3 節	財政負担に関する計画	105
第4 節	被災中小企業の振興等経済復興支援計画	105
第5 節	農林業経営安定計画	105
第6 節	被災者の生活支援計画	105
第7 節	救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画	105
第8 節	罹災証明書発行要領	106
第9 節	激甚災害の指定に関する計画	106

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく湯沢市地域防災計画（震災対策編、一般災害対策編、資料編で構成）のうち、一般災害に係る総合的な計画であって、市、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する全機能を発揮して、本市の地域における防災対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護し、又は被害の軽減に努めることを目的とする。

なお、大規模災害に至らない場合であっても、この計画を準用し対処するものとする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時における社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

第 2 節 計画の位置付け及び構成

震災対策編第 1 章第 2 節 計画の位置付け及び構成 に準ずる。

第 3 節 湯沢市防災会議

震災対策編第 1 章第 3 節 湯沢市防災会議 に準ずる。

第 4 節 防災関係機関の責務と処理すべき事務・業務の大綱

震災対策編第 1 章第 4 節 防災関係機関の責務と処理すべき事務・業務の大綱 に準ずる。

第5節 湯沢市の概況と一般災害

第1 湯沢市の概況

震災対策編第1章第5節第1 湯沢市の概況 に準ずる。

第2 既往の一般災害

1 自然災害

本市における過去の風水害等をみると、大雨や豪雪、融雪に伴う増水による被害が発生する頻度が最も高い。

水害としては、昭和22年7月の雄物川の洪水をはじめ、数度の増水に見舞われている。雄物川水系においては、雄物川上流流域の山間部に短時間に大量の降雨があった場合、増水し、河川水位が上昇して、洪水に至るという特徴が見られる。本市を襲った最近の洪水では、昭和62年8月の大雨による洪水による被害(県全体の被害総額は8月16日大雨で約204億円、8月28日大雨で約25億円)が最も甚大であった。

異常低温による冷害では、昭和63年(全県での被害総額は約174億円)及び平成5年(約632億円)に稲作の不況等による農業被害を中心に大きな被害があったのが、直近では最も影響の大きな事例である。

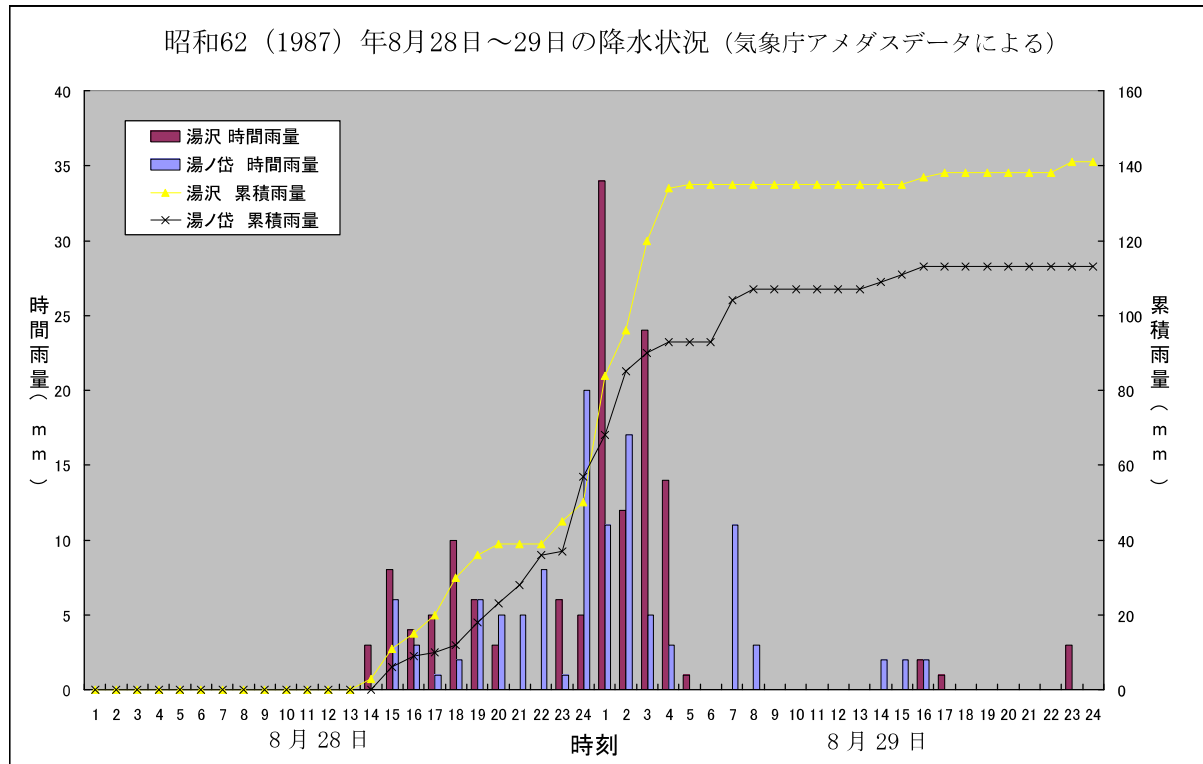
その他、強風、降ひょう等による被害も発生している。

また、本市南東部の宮城県境には活火山である栗駒山がある。

火山噴火予知連絡会は、「概ね1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義し、令和2年12月時点で、全国の活火山の数は111となっている。

また、今後100年程度以内に噴火が発生する可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として栗駒山を含む50火山が選定されている。これら50火山について、気象庁では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、監視カメラ等の観測施設を整備し、関係機関(大学等研究機関や自治体・防災機関等)の協力も得て、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

栗駒山の最近の活動は比較的静穏を保っており、本市では、栗駒山の火山活動による顕著な被害は発生していない。



2 人為的災害

本市の人為的災害として、最近の火災の発生状況は以下のとおりである。

■ 過去5箇年の火災概況

区 分 \ 年 別		平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総火災件数（件）		17	13	14	11	12
火災件数	10	8	8	4	8	10
	0	2	1	0	1	0
	3	1	1	3	1	0
	4	2	4	4	4	2
り災棟数	7	4	8	3	8	5
	0	2	1	1	1	1
	7	1	8	2	8	2
	4	2	5	0	5	4
り災世帯（世帯）		15	8	15	4	6
り災人員（人）		30	15	35	18	16

年 別 区 分		平成30年	平成31年 令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
焼 損 面 積	建物（㎡）	1,857	584	1,528	971	472
	林野（a）	0	10	17	0	0
損害額（千円）		20,845	32,571	32,439	30,571	12,099
死 傷 者	死者（人）	3	1	1	1	2
	傷者（人）	1	2	3	0	2

（湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部「2023消防年報」による）

第6節 一般災害想定

第1 基本的な考え方

本市では、被害の大小にかかわらず、たびたび豪雨、豪雪、台風、洪水等の災害に見舞われている。このことから、この計画の策定に当たっては本市における地勢、地質、気象等の自然条件及び人口、都市化の進展、産業構造の変化等の社会的条件並びに過去における各種の災害発生状況を勘案し、今後発生しうる災害を想定しこれを基礎としている。

一般災害として想定した災害は次のとおりである。

- (1) 台風
- (2) 大雨、洪水等の水害
- (3) 土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害
- (4) 大雪、融雪被害
- (5) 大規模火災
- (6) 危険物の漏えい
- (7) 竜巻・突風
- (8) 原子力事故災害

第7節 防災ビジョン

第1 計画の理念

地域防災計画は、本市の総合的な災害対策の基本となるものであり、災害の予防対策、災害時の応急対策、復旧・復興対策の実施に大きな役割を果たすものである。

未曾有の大災害となった「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード9.0）」は、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。

国においては、防災基本計画が平成24年9月に修正されるとともに、災害対策基本法が平成24年6月に改正され、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、さらに、自治体の枠を越える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。

さらに、平成25年6月にも災害対策基本法が改正され、防災基本計画の再修正とともに、自力避難が難しい在宅の障がい者や一人暮らしの高齢者等（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿作成が市町村に義務付けられたほか、市町村の機能が低下した場合に、国ががれき撤去などを代行できる規定などが新設された。

県においては、平成25年8月に地震被害想定等を見直し、秋田県地域防災計画の改訂を実施している。本市においても、国・県の対応等を踏まえ、減災に向けた取組みを進めていくため、市地域防災計画を改訂するものとする。

さらに、市地域防災計画をより具体化するためにも市はもちろんのこと、市民、事業者、団体等が総力をあげて災害対策に取り組むべきものとなるよう防災ビジョンを策定する。

第2 基本目標

湯沢市地域防災計画は、「人のつながりで磨かれる熱（エネルギー）あふれる美しいまち」を実現するため、本市の災害特性を踏まえ市民と行政が一体となり、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、災害に強く安心できるまちづくりの推進を基本理念とするものである。

地域防災計画の基本的な目標は、以下のとおりである。

- (1) 「自助」・「共助」・「公助」による「減災」への取組みの強化
- (2) 住宅の防火・耐震対策の推進
- (3) 防災拠点施設の整備並びに強化
- (4) 市民・企業・行政の協働・連携・分担による防災体制の強化
- (5) 自主防災組織や市民等、多様な主体の参画による地域防災力の向上
- (6) 男女共同参画の視点を踏まえた対応
- (7) 要配慮者の安全確保のための体制及び環境の整備
- (8) 実践的な防災訓練や継続的な防災教育による市民・職員の防災力向上

- (9) 地域の災害特性を踏まえ、かつ冬季対応を重視した災害応急対策の確立
- (10) 平時・災害時を通じて活用する総合的な防災情報システムの整備

第3 災害に対する調査研究計画

災害は、広範な分野にわたる複合・複雑な現象で、その発生は地域的特性を有し、その防災対策を効果的に推進するためには、防災行政を担当する各分野において、それぞれの行政課題の面から、多様な災害の現象を科学的に解明する必要がある。特に、本市においては、豪雪・融雪水害、大雨による災害の地域的特性を更に明らかにし、その成果に基づいた防災・減災対策の研究を行う必要がある。

第4 市民及び企業の役割

1 豪雪時

○雪下ろしをするとき

命綱とヘルメットを必ず装着し、はしごは倒れないようにしっかり固定しましょう。
一人で雪下ろしをすることは避け、家族や隣近所に知らせてから行いましょう。
暖かい日や雨の降ったあとは、屋根が滑りやすいので十分注意しましょう。

○除雪機械を使って作業するとき

機械に詰まった雪を取り除く際は、必ずエンジンを止めましょう。
後方の安全確認や道路の凍結、傾斜に注意して作業を行いましょう。

○その他の注意事項

路上駐車は除雪作業の妨げになりますので止めましょう。
屋根からの落雪に注意しましょう。
道路への排雪は交通の障害になりますので雪捨て場を活用しましょう。

2 大雨時

○安全な避難路の確認を

避難場所までの安全な経路（避難路）は、あらかじめ家族で決めておきましょう。

○非常持ち出し品の事前準備を

避難するときの荷物は必要最小限とし、事前に準備しておきましょう。

○正確な情報収集と自主的避難を

ラジオ・テレビで最新の気象情報、災害情報、避難情報に注意しましょう。
雨の降り方や浸水の状況に注意し、危険を感じたら自主的に避難しましょう。

○避難の呼びかけに注意を

危険が迫ったときには、市や消防署等から避難の呼びかけをすることがあります。
呼びかけがあった場合には、速やかに避難してください。

○お年寄りなどの避難に協力を

お年寄りや子供、病気の方は、早めの避難が必要です。
近所のお年寄りや子供、病気の人などの避難に協力しましょう。

○動きやすい格好、2人以上での避難を

避難するときは、動きやすい格好で、2人以上での行動を心がけましょう。

○車での避難は控えて

自動車での避難は、緊急車両の通行の妨げになりますので、特別の場合を除きやめましょう。

水防活動の妨げになりますので、自動車を堤防や道路に放置しないようにしましょう。

○浸水してしまったら

避難する前に浸水してしまったときには、外に出ず、2階や屋根、あるいは近くの堅牢な高い建物の上の階に緊急避難しましょう。

3 土砂災害時

○大雨の情報に気を配る！

気象情報など様々な情報に気を配り、近所の方々などとも連絡を取りあいましょう。

○土砂災害の前兆現象を見逃さない！

土砂災害が発生する直前には、異常を知らせる〈前兆現象〉がみられることがあります。日頃から注意し、もしも以下のような現象を発見したら、最寄りの市町村役場などへ連絡するとともに、近所で声をかけあって早めの避難を心がけてください。

○ 前兆現象

◇ がけ崩れ

- ・ がけにひび割れができる。
- ・ 小石がパラパラと落ちてくる。
- ・ がけから水が湧き出る。
- ・ 湧水が止まる。濁る。

◇ 地すべり

- ・ 地面がひび割れ陥没する。
- ・ がけや斜面から水が噴き出す。
- ・ 井戸や沢の水が濁る。
- ・ 樹木が傾く。
- ・ 亀裂や段差が発生する。

◇ 土石流

- ・ 山鳴りがする。
- ・ 急に川の水が濁り、流木が流され始める。
- ・ 腐った土のにおいがする。
- ・ 降雨が続くのに、川の水位が下がる。
- ・ 立木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる。

第8節 防災に関する調査研究の推進

震災対策編第1章第12節 防災に関する調査研究の推進 に準ずる。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

震災対策編第2章第2節 防災知識の普及計画 に準ずる。

第2節 自主防災組織等の育成計画

震災対策編第2章第3節 自主防災組織等の育成計画 に準ずる。

第3節 防災訓練計画

震災対策編第2章第4節 防災訓練計画 に準ずる。

第4節 災害情報の収集、伝達計画

震災対策編第2章第5節 災害情報の収集、伝達計画 に準ずる。

第5節 避難計画

[総務部、福祉保健部、市民生活部、産業振興部、教育部、各総合支所]

第1 計画の方針

1 一般住民等の避難計画

災害が発生した場合において、人命の安全を第一に住民を避難させるために、平常時から安全な避難場所・避難経路等を自ら選定し、マイタイムラインを作成させるとともに、避難指示等の伝達体制の確立を図る。

なお、避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。

2 要配慮者施設の避難確保計画

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となった。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、災害時には、策定された避難確保計画に従い、避難情報を的確に収集しながら、避難することとする。

また、平時においては、避難確保計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。併せて、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第2 指定緊急避難場所、指定避難所等

1 現況

指定緊急避難場所・指定避難所を地域防災計画に具体的に定めるとともに継続的にその見直しを行い、住民に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めている。

2 対策

指定緊急避難場所・指定避難所及び避難経路は災害の種類ごとにあらかじめ指定しておく。なお、不特定多数の者が出入りする施設においては、地域やその施設の特性を考慮した上で、誘導方法や伝達方法に留意する。

(1) 指定緊急避難場所の選定

災害に対して安全な区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設など、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

ア 指定緊急避難場所は、災害から住民が避難するための場所である。

イ 指定緊急避難場所の収容可能人数は、有効避難面積を避難者一人当たり2㎡で除して算定する。

ウ 指定緊急避難場所は、原則として学校、社会教育施設等の公共施設や、公園、緑地、広場その他公共空地为原則とし、円滑な避難行動が可能となるよう、施設等の形態、配置等に配慮する。また、水害時に指定された指定緊急避難場所へ避難する十分なとまがないときは、居住する地区に最も近接する空地や、堅牢な高い建物の上の階を緊急的な避難場所とし、事態の静穏化を待って指定緊急避難場所等の安全な場所へ移動することもできる。

エ 指定緊急避難場所を確保する場合、以下の条件に留意するものとする。

- a 火災による輻射熱等による被害の危険性のない場所であること。
- b 土砂災害や浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- c 地割れ、がけ崩れのおそれのないこと。
- d 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- e 対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること（1人当たり最低2㎡以上）。
- f 危険物施設等が近くにないこと。

オ 指定緊急避難場所における安全な滞在を確保するため、防災対策を実施するとともに、必要に応じ、散水施設、飲料水、食糧、応急資機材等の備蓄施設を設ける。

カ 市は、指定緊急避難場所の管理者及び避難の対象となる住民、自治会、自主防災組織と相互に連携し、指定緊急避難場所の運営を円滑に進められるよう災害時の対応等について協議するものとする。

キ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、防災マップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（2）指定避難所の選定

ア 市は、災害により家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民を収容するための避難収容施設を指定避難所として、あらかじめ選定、確保し、整備を図る。この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とする。

イ 選定に当たって以下の事項に留意する。

- a 上記「指定緊急避難場所の選定」で示した条件を満たすところに建っている施設であること。
- b 救援、救護活動を実施することが可能であること。
- c 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- d その他被災者が生活する上で市が適当と認める場所であること。
- e パーテーションの設置を考慮し、約4㎡当たり2人の広さを確保できる施設であること。

ウ 指定避難所の運営に必要な設備や資機材、備蓄品の整備を図る。特に冬期の避難に備えた、暖房装置、衣類、燃料等の備蓄に配慮する。

エ 指定避難所となる施設の管理者は、住民、自主防災組織等と避難所の運営について、あらかじめ十分協議を行い、相互に円滑な避難所運営に協力するものとする。特に、生活環境に注意を払い、プライバシー等の確保に配慮するものとする。

オ 学校等教育施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

カ 市は、選定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適否について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めるとともに、宿泊所（温泉旅館、ホテル等）の確保に努める。

加えて、平常時から、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と福祉保健部局が連携し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ 市は、一般避難所生活において「何らかの特別な配慮を必要とする者」を収容するための福祉避難所を選定する。福祉避難所の選定に当たっては、緊急には手配できない器具、医療装置、医薬品等が必要となることから、社会福祉団体、医療機関等と連携し、広域的な運用を視野に入れた収容体制を確保するよう努める。

なお、指定避難所に「何らかの特別な配慮を必要とする者」が避難する場合には、健常者へも配慮し、独立した部屋を用意する、介護ボランティアを配置する等の配慮に努める。

（３）避難経路の決定

ア 避難経路は、指定緊急避難場所又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するため必要な構造を有するものとする。

イ 避難経路は、避難者数、避難時間、沿道の建築物の状況、車両の通行量、緊急車両の活動等に応じた適切な構造を有するものとする。

ウ 避難経路は歩道又は自転車道を有するものとする。

エ 避難経路の沿道には、必要に応じ消防水利施設その他避難者の安全を確保するために必要な施設を配備する。また、道路の占用物件については、避難の障害にならないよう十分配慮する。

オ 住民は、自らが利用する指定緊急避難場所・指定避難所への避難経路について、危険要素及び安全要素や避難所要時間等を自ら確認し、更に、自治会・自主防災組織等において居住地区の避難計画を策定するなどし、安全な避難ができるよう努め

なければならない。

(4) 避難周辺施設の不燃化等

ア 火災の輻射熱等に対する安全性を向上させる必要のある避難場所については、その周辺建築物の不燃化を図る。

イ 避難路の沿道における建築物については、避難者の安全を確保するため、不燃化を図るとともに、克雪住宅などへの転換の促進を図る。特に住宅密集地における火災危険度の高い路線、計画利用者の多い路線、避難距離が長いこと等により避難者の渋滞が予想される路線等の沿道の建築物については、積極的に不燃化を図る。

(5) 指定緊急避難場所等の環境整備

次の事項に留意し、指定緊急避難場所等の環境整備を図ること。

ア 非常用電源の配置とその燃料の備蓄

イ 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備

ウ 冷房器具、冷房施設等の整備

エ 毛布、暖房器具、暖房施設等の整備

オ 食堂ブースの整備

カ 女性・子供の立場からの各ブースの整備（更衣室、洗濯干し場、乳幼児専用部屋、キッズブース等）

キ 防犯対策の実施（照明・防犯カメラの設置、施設内外の巡視）

(6) 避難の長期化に対応した施設整備（給水体制と資機材の整備）

ア 住民の避難生活が長期化した場合、必要とする最小限の飲料水を確保するために給水の実施体制を整備する。

イ 仮設トイレ及び入浴施設など、最小限の生活を営むために必要な生活用水、消毒剤、脱臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ 給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

(7) 指定緊急避難場所等の周知徹底

指定緊急避難場所等について平常時から次の方法等により周知を図る。

ア 指定緊急避難場所、避難所、避難路に表示板を設置する。

イ 指定緊急避難場所、避難所、避難路の案内図や誘導標識を設置する。

ウ 避難場所等の表示や一覧の配布、防災マップの配布、広報紙及び各種会合等あらゆる機会を通じて周知する。

エ 防災訓練等を通じて現場を確認させる。

(8) 避難情報の判断基準

市長は、発生した災害、又は発生が予測される災害の規模等をもとに、迅速で安全な住民の避難又は避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知をする。

ア **【警戒レベル3】高齢者等避難**

「高齢者等避難」は、大雨警報や洪水警報、氾濫警戒情報等の警戒レベル3相当情報が発表され、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等

の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、必要な地域の居住者等に対し発令する。

なお、避難に必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

イ 【警戒レベル４】避難指示

「避難指示」は、土砂災害警戒情報、氾濫危険情報等の警戒レベル４相当情報が発表され、また、災害の前兆現象を覚知し、かつ拡大が予想され、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

ウ 【警戒レベル５】緊急安全確保

「緊急安全確保」は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する。

エ 屋内での退避等の指示

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での待避等を指示する。

オ 避難指示等の解除

避難等の必要がなくなったとき、避難指示等の解除を通知する。

(９) 発令基準の設定

市は、降水量、河川水位、気象予報の発表等の客観的な指標に基づき、災害種別ごとに高齢者等避難、避難指示の具体的な発令基準を設定する。

■ 避難指示等の判断・伝達マニュアル

1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの内容について

(１) 水害の記載内容

①警戒すべき区間・箇所

- ・堤防破堤や越水氾濫等、対象河川で想定される災害
- ・警戒すべき区間
- ・対象河川の特性や、被害の特徴
- ・堤防等の施設の整備状況
- ・特に注意を要する区間・箇所

②避難すべき区域

- ・過去に水害実績のある区域
- ・軒下まで水没する区域、浸水時の水位上昇速度が極めて早い区域
- ・浸水深や流速により、浸水時の歩行が難しい区域
- ・氾濫水の勢いによって家屋の損壊・流失、住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそれがある区域

③避難指示等の発令の判断基準

雄物川及び皆瀬川の水位等を参考情報として市が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、以下の内容等を総合的に判断するものとする。

また、避難に関する情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルで提供する等により、受け手側が情報の意味を直感的に理解しやすいようにする。

■ 河川の氾濫時の避難指示等の発令判断基準

【洪水予報河川】〔雄物川・皆瀬川〕（国管理）

区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	次に該当する場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するものとする。 1：雄物川の岩館水位観測所、柳田橋水位観測所の水位が、水防団待機水位（岩館：2.6m、柳田橋1.4m）を超え、また氾濫注意水位（岩館：3.1m、柳田橋2.0m）を超えるおそれがある場合、かつ、上流域の河川水位が上昇している場合 2：皆瀬川の岩崎橋水位観測所の水位が、水防団待機水位（1.0m）を超え、また氾濫注意水位（1.7m）を超えるおそれがある場合、かつ、上流域の河川水位が上昇している場合 3：軽微な漏水・浸食等が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示	次に該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。 1：雄物川の岩館水位観測所、柳田橋水位観測所の水位が、避難判断水位（岩館：3.2m、柳田橋3.5m）を超え、氾濫危険水位（岩館：3.9m、柳田橋4.2m）に到達するおそれがある場合 2：皆瀬川の岩崎橋水位観測所の水位が、避難判断水位（2.4m）を超え、氾濫危険水位（2.6m）に到達するおそれがある場合 3：異常な漏水・浸食等が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	次に該当する場合に、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令するものとする。 1：氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）等をもとに決壊や越水・溢水を把握した場合

【水位周知河川】〔役内川・雄物川〕（県管理）

区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	次に該当する場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するものとする。 1：役内川の横堀水位観測、雄物川の下院内水位観測所の水位が、水防団待機水位（役内川：1.0m、雄物川：1.20m）を超え、また氾濫注意水位（役内川：1.5m、雄物川：1.70m）を超えるおそれがある場合

	合、かつ、上流域の河川水位が上昇している場合 2：軽微な漏水・浸食等が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示	次に該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。 1：役内川の横堀水位観測所、雄物川の下院内水位観測所の水位が、避難判断水位（役内川：2.1m、雄物川：2.30m）を超え、氾濫危険水位（役内川：2.5m、雄物川：2.60m）に到達するおそれがある場合 2：異常な漏水・浸食等が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	次に該当する場合に、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令するものとする。 1：水防団等からの報告によって決壊や溢水を把握した場合

【その他の河川】〔白子川・戸沢川・高松川・皆瀬川〕（県管理）

区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	次に該当する場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するものとする。 1：白子川の森水位観測所、戸沢川の関口水位観測所、高松川の三ツ村水位観測所、皆瀬川の川連水位観測所の水位が水防団待機水位（森：1.0m、関口：1.1m、三ツ村：2.0m、川連：2.0m）を超え、また氾濫注意水位（森：1.4m、関口：1.4m、三ツ村：2.42m、川連：2.3m）を超えるおそれがある場合、かつ、上流域の河川水位が上昇している場合 2：軽微な漏水・浸食等が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示	次に該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。 1：白子川の森水位観測所、戸沢川の関口水位観測所、高松川の三ツ村水位観測所、皆瀬川の川連水位観測所の水位が氾濫注意水位（森：1.4m、関口：1.4m、三ツ村：2.42m、川連：2.3m）を超え、継続的な降雨が予想され、氾濫危険水位（森：2.0m、関口：2.05m、三ツ村：3.5m、川連：3.0m）に到達するおそれがある場合 2：異常な漏水・浸食等が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	次に該当する場合に、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令するものとする。 1：水防団等からの報告によって決壊や溢水を把握した場合

■ 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合

区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するものとする。 1：大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 2：日没2時間前の時点で、雄物川の岩館水位観測所上流部（雄勝地域）及び皆瀬川の岩崎橋水位観測所上流部（稲川地域）、役内川の横堀水位観測所上流部（雄勝地域）、雄物川の下院内水位観測所上流部（雄勝地域）における累加雨量が80mm以上で、気象情報、降水短時間予報で、さらに50mm以上の降雨が予想される場合 3：降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予

	想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	次のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。 1：日没2時間前の時点で、雄物川の岩館水位観測所、皆瀬川の岩崎橋水位観測所、役内川の横堀水位観測所、雄物川の下院内水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報で、さらに50mm以上の降雨が予想される場合 2：雄物川の岩館水位観測所、皆瀬川の岩崎橋水位観測所、役内川の横堀水位観測所、雄物川の下院内水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

(2) 土砂災害の記載内容

①警戒すべき区間・箇所

- ・土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の数
例：土石流危険溪流箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所
- ・土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の分布
- ・土砂災害の発生しやすい気象条件

②避難すべき区域

- ・土砂災害の発生のおそれのある避難区域と対象地区（土砂災害危険箇所単位）
- ・想定される被害

③避難指示等の発令の判断基準

次の判断基準に基づき、避難指示等を発令する。判断基準における大雨警報（土砂災害）の危険度分布とは、気象庁ホームページ又は防災情報提供システムの土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報））とする。

また、避難指示等は、当該防災気象情報を踏まえ、以下の表「避難指示等の発令判断基準」の判定基準等に該当した場合に発令することを基本とする。

■ 土砂災害時の避難指示等の発令判断基準

区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するものとする。 1：「大雨警報（土砂災害）」が発表され、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤色）」となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：数時間（5～6時間）後に避難経路等の使用不能が想定される場合 3：「大雨注意報」が発表され、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に「大雨警報（土砂災害）」に切り替える可能性が言及されている場合 4：強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル4】 避難指示	次のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。 1：土砂災害警戒情報が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、「危険（紫色）」となった場合。その際に、「危険（紫）」のメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。 3：累加雨量が実況で130mmを超えてさらに予想で30mmを超える雨量の継続が見込まれる場合 4：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報（時間雨量100mm）が発表された場合 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量が変化したり流木が混ざる等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	次に該当する場合に、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令するものとする。 1：大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂災害が発生した場合 3：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、「災害切迫（黒色）」となった場合。その際に、「災害切迫（黒）」のメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。 ※「【警戒レベル5】緊急安全確保」は、災害が発生・切迫している状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではない。また、警戒レベル5相当情報が出たからといって、必ず発令されるわけではない。

（3）報告

市長は避難のため立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事へ報告する。また、警察官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。

報告者	報告先	内 容（要件）
市 長	知 事	・避難のため立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したとき。 ・警察官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき。 ・避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。
市 長 （水防管理者）	湯沢警察署長	・避難のための立退きを指示したとき。

（4）避難指示等の伝達方法

避難指示等が発令する場合は、多様な情報伝達手段により、住民への周知を図る旨を記載する。

- ・情報伝達手段を記載

例：市防災行政無線、緊急速報メール、広報車等

- ・具体的な周知文の例を記載

2 情報の入手先について

各種情報の入手先については次のとおり。

○雨量、気象警報・注意報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等

- ・秋田県防災ポータルサイト

(<https://www.bousai-akita.jp/>)

- ・気象庁ホームページ又は防災情報提供システム

(<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

○河川の水位

- ・秋田県建設部河川砂防課 秋田県河川砂防情報システム

(<http://kasen.pref.akita.jp/>)

- ・国土交通省 川の防災情報

(<https://www.river.go.jp/>)

○土砂災害危険箇所、土砂災害危険度情報

- ・秋田県建設部河川砂防課 土砂災害危険箇所マップ

(<http://sabomap.pref.akita.lg.jp/>)

(10) 避難伝達体制の確立

ア 自主的防災組織や行政区、町内会等の組織を活用した伝達系統を整備する。

イ 市防災行政無線、緊急速報メール、緊急・防災メール・市ホームページ、市SNS、テレビデータ放送、コミュニティFM等、多様な伝達手段を活用する。

ウ 消防団員等の巡回による伝達の場合は、住民不在時の伝達手段についてもあらかじめ定めておくように努める。

(11) 避難者の優先順位

避難の順位は避難行動要支援者を優先するが、市は避難者の状況を的確に判断し、緊急を要する者から順に避難させるものとする。

(12) 避難行動要支援者対策

ア 避難行動要支援者は地域や避難支援者、近隣の他の避難行動要支援者との関わりを積極的に持っておく必要があるため、市は広報等を通じたその取組の促進、啓発に努める。

また、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

イ 市は、避難支援時や避難所において援助が必要な事項をあらかじめ記載した情報（特に内部障がい者や難病患者は治療や薬剤に関すること）を連絡するための連絡

カードの作成を促進する。

また、災害時への備えとして非常持出品（必要な物資や予備薬品等）の準備を啓発する。

なお、避難行動要支援者に対して、地域の防災訓練への参加による自らの指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路の状況把握の促進に努める。

ウ 避難行動要支援者の避難所生活を支援するため、指定避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、避難行動要支援者に配慮した生活用品や食料についてあらかじめ備蓄しておくことが望ましい。

また、災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制づくりに努める。

エ 社会福祉施設の管理者は、市及び関係機関と連携の上、災害予防や初動体制を適切に実施するため、平常時から防災組織体制の整備を図るとともに、併せて自治会や自主防災組織などの地域コミュニティ団体との協力体制の整備に努める。

さらに、施設内に食料・飲料水、生活必需品、並びに常備薬等の備蓄に努める。

オ 社会福祉施設の管理者は、災害に備え警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動をとるための防災教育の実施、並びに施設の周辺環境や建築構造、入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努める。

(13) 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努める。

この際、「場所(避難所)の支援」から「人(避難者等)の支援」への考え方の転換を図る。

(14) 帰宅困難者支援

市は、「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、平常時から広報に努めるものとする。

また、市は、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所を、あらかじめ確保するよう努めるものとする。

[資料編 15-1 指定避難所、避難場所一覧、24-3 都市公園一覧]

第6節 地域防災拠点の整備に関する計画

震災対策編第2章第7節 地域防災拠点の整備に関する計画 に準ずる。

第 7 節 備蓄計画

震災対策編第 2 章第 8 節 備蓄計画 に準ずる。

第 8 節 通信・放送施設災害予防計画

震災対策編第 2 章第 9 節 通信・放送施設の災害予防計画 に準ずる。

第 9 節 水害予防計画

震災対策編第 2 章第 10 節 水害予防計画 に準ずる。

第 10 節 火災予防計画

[湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部]

第 1 計画の方針

市街地の過密化、建造物の多様化、危険物の需要拡大等により、火災発生の危険性が増加している。市及び消防本部は、消防施設整備の充実、消防団員の教育訓練等で消防能力の向上を図るとともに、事業所を含めた市民に対する防火思想の普及や予防査察を実施して、火災の未然防止を図る。

第 2 一般火災

1 現況

市及び消防機関が一体となって、消防力の充実強化と消防団の組織化及び事業所を含めた住民に対する防火思想の普及等失火の未然防止に努めている。

[資料編 2-1 湯沢市の気象警報の種類と発表基準]

2 対策

消防体制を充実強化するために次の対策を推進する。

(1) 消防力の強化

消防団員の定数充足、消防施設及び資機材を整備し消防力を強化する。また、市内における消防水利未整備区域を調査し、貯水槽、防火水槽、ポンプ積載車、消火器等の計画的整備に努める。

(2) 火災警報の発令

市長は、知事から消防法第22条に定める火災の予防上危険な気象状況の通報（火災気象通報）を受けた場合のほか、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。なお、火災警報は、以下の発令基準により発令するものとする。

区 分	基 準	周知の方法	対 策
火災警報	(1) 実効湿度70%以下で最小湿度が40%を下り、最大風速が6m/sec を超える見込みのとき。 (2) 平均風速が10m/sec 以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。	(1) 広報車等 (2) 消防自動車 (3) サイレン等 (4) ホームページ (5) 緊急・防災メール	(1) 火災予報条例に基づき火の使用制限等

(3) 予防査察

消防関係機関は、火災予防の徹底を期するため防火対象物、危険物製造所等特殊防火対象物に対して随時又は定期的に立入検査を実施し、防火管理の指導、消防用設備等の改善勧告を行う。

(4) 防火管理制度の周知徹底・消防関係機関と協力し、学校、医療機関、工場、特殊建築物等における防火管理者制度及び業務について指導を徹底する。

特定一階段等防火対象物で、建物全体の収容人数が30人～300人未満の場合は、新た

に設けられた「防火対象物の定期点検報告制度」に基づく点検・報告が義務付けられました。また、全ての防火対象物の消防用設備等の点検が義務付けられていることから、設備等の管理者に対し、指導を徹底する。

(5) 自主防災組織等の充実

災害時における災害応急活動の円滑かつ迅速な対応を図るため、地域の実情に応じた自主的防災組織等の結成を奨励し、隣人相互扶助の精神に基づく協力体制の確立を図る。

(6) 出火防止及び初期消火の周知徹底

住民や自主的防災組織に対して、出火防止、初期消火について周知徹底を図る。各家庭に消火器、消火バケツの備え付けと水の汲み置きについて指導し、初期消火について周知徹底を図る。

(7) 住宅用火災警報器設置の推進および維持管理の徹底

消防法第9条の2により一般戸建住宅や共同住宅について住宅用火災警報器等の設置が新築住宅にあつては平成18年6月1日から、既存住宅にあつては平成23年6月1日から義務付けられた。既存住宅における未設置や一部設置世帯への設置推進を継続するとともに、設置から相応の年数が経過し、火災警報器等の電池切れや経年劣化も考慮されることから適切に維持管理されるよう指導する。

(8) 火災予防条例等の周知徹底

住民に対し、火災予防条例等について周知徹底する。

(9) 予防消防の充実

関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事を通して、防火思想、知識の普及を図る。

事業所等については、防火管理者が消防計画を作成し、当該訓練に基づく消火訓練、避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止、初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

(10) 消防団の育成及び教育訓練

本市においては、消防団員数はほぼ定数を充足しているが、今後は高齢化等が進むものと考えられることから、若年層の加入を呼びかけるなど円滑な世代交代が進むよう努めるものとする。

本市には、冬期及び災害時に孤立する可能性がある集落等、山間集落や遠隔集落があることから、集落に最も近い消防団による消火活動が被害軽減に大きな役割を果たす。従って、消防団員の防火・防災に関する知識及び技術の維持・向上を継続的に図るものとする。

第3 林野火災

1 現況

市土の80.3%を占める林野を火災から守るため、市は、国、県及び森林組合等関係機関と協力して火災の未然防止に努めている。

■ 林野面積（農林水産省「2020年世界農林業センサス（林業編）」による）

区分	面積（ha）	比率（％）	備 考
国有林	31,476	49.0	
民有林	32,740	51.0	
計	63,247		全市面積に占める割合 80.0％

2 対策

林野火災は、人為的失火によるものが大部分であるので、市は、国、県等関係機関と協力して次の対策を推進する。

（１）広報宣伝の充実

山火事が発生するおそれのある時期に重点的に広報宣伝を行い、山火事予防思想の徹底普及を図る。

- ア 山火事予防運動（４月１日～５月31日）の実施
- イ ポスター、表示板等の設置
- ウ 学校教育を通じての山火事予防思想の普及
- エ 報道機関を通じての啓発宣伝

（２）林野火災予防施設の整備

林野火災の未然防止並びに延焼防止に資するため、次の施設の整備を行う。

- ア 消防車両が通行可能な車道の整備
- イ 防火線として活用できる歩道の整備

（３）火入れに対する許可

火入れをする場合は、森林法及び湯沢市火入れに関する条例に基づき許可を受けせるとともに、許可条件を遵守させる。また、ごみ焼却、焚き火等火災とまぎらわしい行為をする場合の届出を励行させる。

（４）消防資機材の整備

林野火災に対する消防力を維持強化するため、消火資機材の近代化と備蓄を積極的に推進する。

（５）空中消火体制の整備

市は、県消防防災ヘリコプター等による空中消火作業が円滑に実施できる体制を確立するとともに、臨時ヘリポートの整備に努める。

なお、大規模林野火災に至った場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

（６）広域応援消防体制の整備

隣接市町村との相互応援協定を締結し、広域応援消防体制を整備する。

（７）訓練の実施

林野火災関係機関相互の協力体制を確立するとともに、年１回以上訓練を実施して、消火技術の向上を図る。

第 1 1 節 危険物施設等災害予防計画

震災対策編第 2 章第 1 2 節 危険物施設等災害予防計画 に準ずる。

第 1 2 節 建築物等災害予防計画

震災対策編第 2 章第 1 3 節 建築物等災害予防計画 に準ずる。

第 1 3 節 土砂災害予防計画

震災対策編第 2 章第 1 4 節 土砂災害等予防計画 に準ずる。

第 1 4 節 公共施設災害予防計画

震災対策編第 2 章第 1 5 節 公共施設災害予防計画 に準ずる。

第 15 節 風害予防計画

[総務課（消防団）、農林課、建設課、教育部]

第 1 計画の方針

防風施設等の整備を促進するとともに、気象情報を的確に把握して、建物の補強等について指示し、風害を予防する。特に、近年、特殊な気象条件下において、竜巻突風等が頻繁に発生している。それによる家屋・農作物に対する被害が予想されるため、これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、危険性の高い地域については次の各種対策を推進する。

第 2 台風・竜巻（突風）等

1 現況

台風は、年に 2、3 回東北地方に接近しており、秋田県内においては人災には至らないものの、水稻の倒伏や果樹等の落下等農作物に大きな被害を及ぼしている。本市では、台風に関する気象情報を的確に把握し、広報活動により被害の軽減に努めている。また、突風や強風に伴うものと思われる屋根や雨樋の破損による罹災証明の発行件数が年々増加しており、気象庁が天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸、内陸）で発表する「竜巻注意情報」は、気象庁より防災機関に伝達される。

2 風害の特質

台風や竜巻等による強風等により火災、農産物、家屋等の被害が発生する。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。本市においても、台風及び強風により住家の損壊、農業施設の被害、火災の発生などが発生している。

3 対策等

（1）体制

ア 注意報発表等により、各種情報収集に当たるとともに、警報発表の可能性を考慮し、注意体制に入る。

イ 警報発表及び災害発生により、警戒体制から災害警戒部・災害対策部等の体制に切り替え、対応に当たる。

（2）対策

ア 風に強い森林を作るため、スギ人工林においては適正な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を指導する。

イ 防風保安林の整備・拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。

ウ 学校等の管理者は、校舎、建物を点検し老朽部分を補強するとともに、児童、生徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。

- エ 家屋等の管理者は、建物の倒壊防止のため次の措置を実施して安全を図る。
 - a 外れやすい戸や窓、弱い壁は筋かい、支柱等で補強する。
 - b 棟木、母屋、梁等のかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は上にも針金で補強する。
 - c 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下しをする。
- オ 農作物等被害防止
 - a 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備。
 - b 風速50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置。
 - c 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備
- カ 風倒木対策

市は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

第3 竜巻突風に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生を予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害などの状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

1 住民への啓発

市及び関係機関は、竜巻発生のメカニズムと過去の被害状況を広報し、住民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。これらのパンフレット等広報資料を利用し、住民に伝達する。

■ 竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
・窓を開けない。 ・窓から離れる。 ・カーテンを引く。 ・雨戸・シャッターをしめる。 ・地下室や建物の最下階に移動する。 ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。	・車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。 ・橋や陸橋の下に行かない。 ・近くの頑丈な建物に避難する。 ・（頑丈な建物が無い場合は）近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。 ・飛来物に注意する。

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

2 安全で堅牢な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など安全で堅牢な建築物への誘導を図る。

3 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

[資料編 2－1 湯沢市の気象警報の種類と発表基準]

第 16 節 雪害予防計画

[総務課、建設課、農林課、福祉課、健康対策課、教育部、湯沢警察署]

第 1 計画の方針

市は、国や県の方針に沿いつつ、更に雪害を未然に予防し住民の安全、農作物の被害防止、建築物の倒壊防止を図るとともに、災害発生の場合は必要な措置を講ずるため、市内の地域ごとに、積雪が100～180cm に達した時点で、「湯沢市豪雪対策本部」を設置し、雪害予防に万全を図るとともに、雪害による地域経済の停滞を防止し、住民生活の安定を図るため、主要道路等の交通確保、雪崩防止、緊急時における医療等の確保に万全を期す。

[第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制計画 第3 湯沢市災害対策本部等]

第 2 冬期交通路の確保

1 現況

通勤、通学に支障のないよう幹線道路・歩道の除雪を行い、冬期間における住民の生活安定と道路交通を確保するため、除雪体制の整備充実を図っている。

東北地方整備局湯沢河川国道事務所は、直轄道路に対し、出動基準：新雪 5～10cm 程度をもって、除雪に当たることとしている。

市は、降雪量10cm 以上、あるいは降雪量 5 cm 程度で10cm 以上になると予想される場合、市が管理する道路について、除排雪を行うこととしている。

2 対策

(1) 道路の除雪

ア 実施区分

- a 一般国道：直轄指定区間（一般国道13号線）については、東北地方整備局湯沢河川国道事務所が実施する。
- b 県 道：主要地方道、一般県道については、県が実施する。
- c 市 道：市道については、市が実施する。

イ 除雪体制

a 平常時における除雪

自動車の交通量、交通確保の必要度に応じて除雪を実施する。

b 警戒積雪深を超える異常降雪時の場合の除雪

警戒積雪深を超え、交通がマヒし、生活に影響を及ぼすおそれのある場合には、湯沢市豪雪対策本部を設置し、国、県並びに関係機関と協議決定し、緊急体制をもって除雪する。

c 相互乗入体制の構築

各道路管理者は、除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築するとともに、豪雪により市のみの対応では困難な場合において

国や県は除排雪機材の提供や関連業者の斡旋など積極的に支援する。

(2) 住宅密集地の除排雪

市及び関係機関は、特に屋根の雪下ろし時期において雪捨て場の選定や搬送方法について相互に調整し、除排雪作業の円滑化を図る。

(3) 除排雪デーの設定

市は、町内会、関係団体による町ぐるみの除雪日を設け、屋根の雪下ろし及び道路の除排雪を行うなどの雪に対する警戒の普及啓蒙に努める。

(4) 住民に対する周知事項

ア 路上駐車、特に夜間の路上駐車をしない。

イ 除雪された雪や宅地内の雪は道路に出さない。

ウ 除雪の障害となる沿道の樹木の枝（道路内の高さ4.5m以内）を切る。

エ 道路には物を置かない。

オ 除雪による破損が予想される建物の戸、シャッター等についてはあらかじめ標識を設置するか、板等で保護する。

(5) 交通確保及び交通規制〔湯沢警察署〕

ア 交通確保

積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止する。

イ 交通状況の把握

警察は、県、市と連携を図りながら交通状況の把握に努め、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 緊急通行車両以外の通行禁止

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通の確保に当たる。

エ 交通規制の実施

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、被災地への流入車両等を制限するため、必要があるときは、被災地周辺の隣接警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(6) 鉄道輸送の確保

雪害による列車の運転阻害を最小限にとどめるため、防雪及び除雪体制の確立、設備及び機械類の整備増強、雪害状況に対応する運転計画の策定等により運航を確保する。細部については東日本旅客鉄道(株)秋田支社の「雪害対策計画」による。

(7) バス運航の確保

県内バス事業者は、国、県、市が行う計画除雪路線における定期バスの運航を確保する。

(8) 消防水利の確保

消火栓・防火水槽等の除雪を行い、常に水利を確保する。

(9) 緊急車両進入路の確保

除雪を行い、消防車両（消防ポンプ車、救急車等）の進入路を常に確保する。

第3 雪崩防止対策

1 現況

本市は特別豪雪地帯に指定されている。これまでのところ、雪崩による住家や道路通行禁止などの大きい災害はないが、豪雪時には気象状況に注意するとともに、計画的に雪崩防止施設の整備促進を図っている。

2 対策

(1) 警戒避難体制の確立

雪崩危険周辺の集落及び道路においては、災害が発生した場合、直ちに警戒及び避難できる体制を確立する。

(2) 雪崩防止対策事業

雪崩危険箇所については、雪崩防止のための対策事業を計画的に推進する。

ア 雪崩防止施設の整備促進

イ 標識等の設置

ウ 雪崩危険箇所の巡視等

[資料編 10-7 なだれ]

第4 保健衛生及び医療対策

1 現況

積雪期に緊急に医療を要する患者が発生した場合は、市と関係機関が協力して対処している。

2 対策

(1) 医療

ア 市は、必要に応じ、医療救護計画に基づく災害先遣病院からの先遣救護班及び近傍災害拠点病院から医療救護班の派遣を、県に要請する。

イ 市内医療機関及び市周辺機関との連携による医療救護体制をとる。

ウ 特に、緊急の場合は警察、消防又は自衛隊に緊急輸送を要請する。

エ 山間地にある集落の救護、保健、環境衛生対策については、保健師が巡回し適切な医療補助と保健指導に努める。

(2) 飲料水の確保

積雪期における飲料水の確保のため、施設、機械の整備、保護に努めるとともに、災害発生時における応急復旧用資材、人員の配置、確保に努める。

(3) ごみ処理及びし尿処理

ごみ収集運搬車、し尿取扱車の定期運航を実施するとともに、道路、河川への不法投棄を未然に防止する一方、除雪前の汲み取りの励行、消雪後のごみの早期回収に努める。

第5 民生対策

1 現況

特別豪雪地帯である本市における住民生活は、積雪により相当の制約を受けていることから、市は、関係機関と協力して事故防止に努めている。

2 対策

(1) 人命及び建物被害の防止

積雪、雪崩等による人身事故及び建造物の損壊を防止するため、次の事項の指導を徹底する。

ア 雪崩及び落雪の危険区域に対する立入り、通行制限を行い、保護柵を設けるとともに必要により警戒員を配置する。

イ 屋根の雪下ろし及び除排雪を適宜実施する（屋根積雪量が70cmを超えれば危険）。また、常に非常口を確保する。

ウ 木造老朽建物の補強工事を事前に実施する。

エ 暴風雪等悪天候時における危険作業を避ける。

オ 悪天候時の高齢者、女性、子供の単独歩行、過度の飲酒歩行を避ける。

カ 道路の除雪、落雪等により排水溝をせき止めないように、常時雪を排除する。

キ 要配慮世帯の雪下ろし、除排雪については、地域関係者が協力して実施する。

(2) 孤立集落対策

雪崩、豪雪等により孤立するおそれのある集落の実情を把握し、次の措置を講ずる。

ア 急病人、出産、食糧の緊急補給等に対する処置と通信連絡の確保について関係機関との協力体制を整備する。

イ 急病人等に対する応急手当、手当のための医薬品の備え付けについて指導する。

(3) 火災予防の徹底と消防体制の強化

火災予防の徹底を図るとともに、消防機械の整備点検及び道路除排雪を行い、消防活動に支障のない体制を確立するとともに、消火栓、防火水槽、自然水利等の除排雪と表示を徹底する。

一般住宅等の戸外ガス施設（プロパンガスボンベ等）については、使用者、管理者及び取扱事業者等は、その保安設備を適宜点検し、雪による転倒、低温による損傷等を防止する。

(4) 水防対策

融雪洪水に備え、水防資機材の整備、危険区域の警戒及び水防要員の確保を図る。

(5) 雪害予防知識の普及

雪害予防知識の普及は、一般の防災思想の普及計画に基づいて行う。特に豪雪に対する市民の意識を高めるために、市の広報紙等でその徹底に努める。

(6) 住民の対応

個人の家屋及び家屋周辺の雪処理については、個人又はその近親者の責任において行うことが原則であり、新築、リフォームに当たって、屋根雪処理に配慮した克雪化に努めるとともに、平時から次のことに留意し雪害に備える必要がある。

ア 降雪前の準備

- a 除排雪用具の事前の準備
- b 住宅の屋内外の点検
- c 食料、飲料水及び燃料等の備蓄

イ 降雪期における対応

- a 気象情報の把握
- b 公共交通機関の積極的な利用
- c 火災に備えた避難路の確保
- d 雪下ろし作業時等の安全確保
- e 路上駐車 of 自粛
- f 住宅から道路への雪出しや河川への投棄の自粛
- g 地域コミュニティによる生活道路、通学路の除雪への協力

(7) 地域の役割

住民は、町内会や自主防災組織の活動を通じ、雪害予防知識の普及、情報の伝達体制の確立などを図る。

また、除排雪作業を行うことが困難な世帯に対しては、作業に協力するものとする。

さらに、要配慮者世帯の雪下ろしや除排雪については、自治会又は町内会や自主防災組織等による協力体制の整備に努め、次のとおり防災活動を行う。

ア 降雪前からの準備

- a 地域の情報収集・伝達体制の確立
- b 防災知識の普及
- c 防災資機材の備蓄・管理

イ 降雪期における対応

- a 地域内の空き屋対策
- b 出火防止、初期消火活動
- c 地域内の被害状況の情報収集
- d 住民に対する防災情報の伝達
- e 救出救護の実施・協力
- f 要配慮者への支援
- g 地域ぐるみの一斉除排雪

(8) 地域における体制整備

市は、地域と連携して、地域コミュニティの機能強化等により高齢者世帯等の雪処理を含む地域防災力を強化するとともに、雪処理の担い手の育成や除雪ボランティアの円滑な活動を支援するなど、地域における除排雪の体制整備に努める。

(9) 住民への情報提供

ア 降雪前の広報活動

a 住民への防災知識の普及

市は、雪害に対する防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、パンフレットや広報紙を配布し、雪害時の備えや雪崩危険箇所の公表等について日頃から住民への周知を図る。

また、雪崩防災週間（12月1日～7日）に全国で実施される予防運動の事例の紹介や、老朽化した建築物の補強工事について事前に指導を行う。

b 住民への雪下ろし企業の紹介等

市は、住家の雪下ろしを実施する業者、また雪下ろし費用の目安について、降雪前に住民に対しチラシや広報などで提供するように努める。

c 住民への雪捨て場等の情報提供

市は、広報紙、ホームページなどの手段を活用し、住民等からの排雪を受入れる雪捨て場や、除排雪に関する問い合わせ窓口等の情報を提供する。

d 除排雪作業時の安全対策の周知

市は、広報紙やポスター、講習会等により、既存住宅における命綱固定アンカーの設置、事故防止に役立つ道具や装備品、これらの使用方法等、安全な除排雪作業の普及を図る。

イ 降雪期における広報活動

a 人命及び建物被害の防止

雪崩や落雪による人身事故及び建物被害を防止するため、市及び関係機関は、以下について、指導や広報を徹底する。

- 1) 市は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、県が発表する「雪下ろし注意情報」を市防災行政無線や県からの報道等を通じて、住民に注意喚起する。
- 2) 市は、雪崩及び落雪危険地域への立ち入り・通行制限を行い、保護柵を設けるとともに、必要により警戒要員を配置する。
- 3) 住民等は、屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施するとともに、常に非常口を確保する。（屋根の危険積雪深：70cm以上）
- 4) 住民等は、屋根からの落雪等で排水溝をせき止めないように、除排雪に努める。
- 5) 要配慮者世帯の雪下ろしや除排雪については、地域関係者が協力して実施する。

b 除排雪情報の住民への提供

各道路管理者は、地域住民にホームページやチラシ等により、住民が利用できる雪捨て場の現状や道路の除排雪時期等の情報提供に努める。

第6 農林漁業対策

1 現況

豪雪による農業用施設や樹木等の直接被害のほか、消雪の遅れによる越冬作物被害や春作業の遅延による被害が出ている。

2 対策

(1) 農作物対策

- ア 消雪促進
- イ 樹体及び棚被害の防止
- ウ 野兔、野鼠被害の防止
- エ 病虫害の防除

(2) 農業用施設対策

- ア 施設の補修、補強の実施
- イ 施設の屋根及び軒下等の排雪
- ウ 消雪パイプ及び流雪溝の設置推進

(3) 畜産関係対策

- ア 畜舎の保全管理
- イ 越冬飼料の確保
- ウ 牛乳等畜産物の集出荷の円滑化
- エ 草地の維持管理
- オ 家畜疾病の防止

(4) 水産関係対策

- ア 平時の魚体の健康管理の強化
- イ 水深の維持、越冬池の整備
- ウ 積雪期における湧水、地下水の確保

(5) 林業関係対策

- ア 適切な間伐の実施

第7 文教対策

1 現況

教育委員会は、幼児、児童、生徒の安全と学校教育、社会教育並びに社会体育施設構築物の雪害防止を図るため、必要な情報の収集と関係機関との連絡調整、施設管理者に対する除雪の指示を実施している。

2 対策

事項名	実施内容	実施機関
1 連絡	系統的に一元化し、迅速、的確に行う。	市教育部、 学校、関係団体
2 火災予防	(1) 煙突接触部、残火の始末に留意する。 (2) 火の不始末を防止する。 (3) 責任者による巡回を励行する。 (4) 水源の確保と消火器材の整備点検をする。	市教育部、 学校、関係団体
3 危険防止	(1) 雪囲い等の場合、避難口を閉鎖しないよう留意する。 (2) 避難道路を除雪する。 (3) 雪崩箇所を表示、警戒（体育館、屋根等を含む。）を行う。 (4) 悪天候時における児童、生徒に対する休校措置を実施する。 (5) 集団登下校には必要に応じ引率者を付ける。 (6) 水槽等は表示する。 (7) 危険場所の表示と遊びを禁止する。	市教育部 学校、関係団体
4 通学道路の確保	道路の除雪については東北地方整備局湯沢河川国道事務所、雄勝地域振興局建設部、市建設課等関係機関との連絡を密にする。	市教育部 集落、関係団体
5 学校施設等の保護	(1) 屋根の雪下ろしを励行する。特に老朽校舎に留意する。 (2) 防災施設等を補強する。 (3) 水源、消火器の整備点検に努める。 (4) 防火、防災思想の徹底を図る。	市教育部
6 社会教育施設等の保護	(1) 防災施設の除雪を励行する。 (2) 防災施設を補強する。 (3) 避難口を表示、除雪に努める。 (4) 防災思想の普及、徹底に努める。	市教育部 関係団体
7 社会体育施設等の保護	(1) プールの水の処置と除雪に努める。 ア プールは満水とする。 イ プール側壁にむしろをかけ、その端は水をたらず状態にする。 ウ 適宜プール内面の氷割りに努める。 (2) 防災施設の除雪を励行する。 (3) 防災施設を補強する。 (4) 防災思想の普及、徹底を図る。	市教育部 関係団体
8 文化財の保護	(1) 消防関係者との連携を図る。 (2) 常時監視体制を図る。 (3) 防災施設の除雪を励行する。 (4) 文化財保護関係者等の協力体制の充実を図る。 (5) 文化財の修理、補強に努める。	市教育部 関係団体

第 17 節 農林業災害予防計画

[農林課]

第 1 計画の方針

農地防災及びほ場整備等の農業農村整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

第 2 農地及び農業用施設等

1 現況

農業人口は高齢化と兼業化が進み、農地及び農業用施設等の維持管理が不十分となり、施設等が老朽化しているものがある。

■ 農業経営者 (農林水産省「2020年農林業センサス」による)

区分	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85歳 以上	合計
湯沢市	-	2	4	5	20	47	64	108	213	334	468	383	222	107	61	2,038

■ 農業経営体 (農林水産省「2020年世界農林業センサス」による)

主業経営体数 (※1)	362経営体	準主業経営体数 (※2)	338経営体	副業的経営体数 (※3)	1,258経営体
----------------	--------	-----------------	--------	-----------------	----------

(※1) …農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

(※2) …農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

(※3) …調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体。

■ 湯沢市の耕地 (農林水産省「2020年農林業センサス」による)

区分	田	普通畑	(畑のうち) 採草放牧地	樹園地	計
耕地面積 (ha)	4,426	424	74	190	5,040

2 対策

洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設を守るため、防災ダム、防災ため池等の整備を進めるほか、洪水防止等の農業の有する多面的機能となる地域排水型暗渠排水による地域排水機能を適切に発揮させるため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策、降雨等による農地の侵食対策等について、総合的に農地防災事業等を推進し災害発生の未然防止を図る。洪水被害防止等の暗渠

排水が発揮する地域排水機能の対象となる箇所は本市農業振興地域内の農用地区域とする。

[資料編 10-11 農用地湛水等による洪水予防箇所]

第3 農作物

1 現況

農作物の豊凶は、気象条件並びに農業技術の優劣によって大きく左右されるため、農業気象速報の周知や農業技術の向上に努めている。なお主要農作物の収穫量は次のとおりである。

■ 湯沢市の主要な農産物

品目	収穫量	品目	収穫量	品目	収穫量
米	22,000 t	きゅうり	1,090 t	だいこん	- t
大豆	468 t	はくさい	- t	りんご	- t
ばれいしょ	- t	キャベツ	- t	トマト	1,250 t

農林水産省「令和2年産野菜生産出荷統計」による。米、大豆、きゅうり、トマト以外は、調査対象外。

2 対策

(1) 農業気象情報の周知徹底

- ア 農業気象情報の入手手段の周知徹底を図る。
- イ 冷霜害等に関する気象情報は速やかに伝達するとともに、広報車等を活用し災害予防対策の徹底を図る。

(2) 農業技術指導等

- ア 気象条件に対応した農業技術の向上に努める。
- イ 関係機関との連絡体制を確立し、相互に農業技術の向上に努める。

第4 農林災害対策

1 風水害対策

(1) 水害対策

- ア 予防対策
 - a 停滞水を早期に排除するため、転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。
 - b 病虫害の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。
 - c 農地・農林施設など下流部の水害を予防するため、水害防備、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。これと同時に、水害を予防するための予防治山事業を適切に実施する。
- イ 事後対策
 - a 水稲
 - 1) 泥水の流入を極力防ぐとともに早期排水に努める。

2) 灌水した稲は水分を失いやすく、また活力が低下しているため、急激に乾かすのを避け、残水管理を主体にした水管理と間断灌水に努める。

3) いもち病、白葉枯病、黄化萎縮病、アワヨトウ等の病虫害防除を徹底する。

b その他作物

1) 明渠等によりほ場から排水を速やかに行う。

2) 茎葉に付着した泥水等を早期に洗浄する。

3) 中耕・培土及び追肥等により生育の回復を図る。

4) 早期に病虫害防除を実施する。

c 林業

1) 林地や林道の復旧については、災害関連緊急治山事業などの各種復旧事業により早期復旧を図る。

(2) 風害対策

ア 予防対策

a 水稲

深水管理により異常蒸散を防止する。

b 果樹等

1) 風害軽減のため防風網、防風林等を設置する。

2) 支柱の設置及び棚の補強等により倒木、倒伏を防止する。

3) 収穫適期における収穫作業の促進を図る。

c 施設園芸

1) ハウス等の補修・補強を実施する。

2) 防風網を設置する。

d 林業

間伐等保育の促進により、耐風性に優れた森林を育成する。

イ 事後対策

a 水稲

1) 早期立て直し、結束により、穂発芽の発生防止と登熟促進を図る。

2) 白葉枯病等の防除を徹底する。

b 果樹等

1) 倒木、倒伏棚等の早期立て直しを実施する。

2) カスガイ等により裂開部の接着を実施する。

3) 接着不能枝の早期切り落としと傷害部への薬剤塗布を実施する。

4) 早期に病虫害防除を実施する。

5) 落下した果実は損傷程度により選別し、用途に応じて処分する。

c その他作物

1) 倒伏茎葉の立て直しと洗浄を実施する。

2) 早期に病虫害防除を実施する。

3) 傷害果、傷害茎葉を速やかに摘除する。

d 林業

1) 被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等などの二次災害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。

2) 森林の崩壊に伴う土砂流出及び被害木の流出に対処するため治山ダム工を施工し、これらが下流に流出することを防止する。

2 雪害対策

ア 予防対策

a 農作物

1) 積雪期間の長期化による越冬作物の被害をなくすため、融雪促進剤、土、粃がら、くん炭等の散布により融雪の促進を図る。

2) 水稻等の育苗予定地の融雪促進を図るため、融雪促進剤を散布するほか、機械等による強制除排雪に努める。

3) 明・暗渠等の設置による融雪水の早期排除に努める。

4) 根雪前に麦雪腐病防除を徹底する。

5) 果樹等の枝折れと果樹棚の被害防止のため、降雪前の支柱設置及び枝の結束、降雪後の冠雪除去、枝の掘り上げを実施するとともに、大雪のときは共同による除排雪を実施する。

6) 野兎、野鼠被害防止のため、野兎共同捕獲体制の整備、殺鼠剤、忌避剤の利用等を励行する。

b 農業関係施設

1) 降雪前に支柱や筋かい等により補強するとともに、破損箇所を補修する。

2) 施設屋根及び軒下等の堆積雪の除排雪を励行する。

3) 消雪パイプ、流雪溝の設置を推進する。

c 畜産

1) 作業事故及び家畜の事故防止を図るため、早期雪下ろしと畜舎周辺の除排雪に努める。

2) 輸送事情等の悪化による飼料不足が発生しないよう、余裕のある備蓄計画に努める。

3) 輸送事情の悪化及び凍結等による牛乳、乳製品等の品質低下を防止するため、品質管理の指導と併せて、集出荷のための路線確保に努める。

4) 積雪期間の長期化による草地荒廃を防止するため、必要に応じて消雪作業を実施する。

5) 冬期間に多発する疾病を予防するため、ふん尿処理等の環境保全に努める。

d 内水面漁業

1) 寄生虫の駆除、栄養要求に合わせた給餌等、平時の魚体の健康管理を強化

する。

2) 越冬池は水深の維持、また屋根をかける等の工夫により池水の保温に努める。

3) 積雪期における湧水、地下水を確保するとともに除排雪、割氷の実施により、へい死を防止する。

e 林業

適切な間伐の実施による密度調整を行うことにより、雪に強い森林を造成する。

イ 事後対策

a 農作物

1) 果樹等で損傷した枝のうち回復不可能なものは早期に切り落とし、回復可能なものは裂開部をボルトやカスガイで接着させる。

2) 枝の折損程度に応じて早期にせん定を実施する。

3) 枝折れ、食害による損傷部に塗布剤を塗り樹体を保護する。

4) 破損した果樹は早急に取り除く。

5) 胴枯れ病等の病虫害防除を徹底する。

6) 排水溝を掘り、融雪水の排水に努める。

b 林業

1) 被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等の二次災害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。

2) 雪害により倒伏した林木のうち、被害が軽微なものは雪起こし作業を実施し、その回復を図る。

3 霜害及び冷害対策

ア 霜害予防対策

a 水稻

育苗期間中の二重被覆、深水管理等による夜間保温を励行する。

b 野菜・畑作物等

1) パイプハウス栽培では、カーテン、トンネル等による夜間保温を行う。

2) 露地では、トンネル、べたかけ被覆等で保温対策を励行する。

c 果樹

被覆資材の活用により霜害を防止する。

イ 霜害事後対策

a 水稻

育苗期に降霜があった場合は日の出前に散水して損傷を防ぐ。

b 果樹

1) 結実量確保のため人工受粉を励行する。

2) 被害程度に応じた摘果を実施する。

ウ 冷害予防対策

a 水稲

- 1) 品種の適正配置により危険分散を図る。
- 2) 土づくり対策及び施肥の適正化により稲体の健全化を図る。
- 3) 健苗育成により初期生育の促進を図る。
- 4) 適正な栽植密度により目標生育量の早期確保に努める。
- 5) 計画的な水管理により適正水温を確保する。
- 6) 害虫防除を徹底する。

b 野菜、花き等

- 1) 被覆資材の活用により保温に努める。
- 2) マルチ栽培等により地温の上昇を図る。

4 ひょう害対策

ア 事後対策

a 果樹

- 1) 傷害果実の適正摘果を実施する。
- 2) 被害園における病虫害防除等の適正管理を励行する。

b その他作物

- 1) 傷害果、傷害葉を速やかに摘除する。
- 2) 病虫害発生予防のため、早期に薬剤散布を実施する。
- 3) 中耕、培土、追肥等により育成の回復を図る。

5 干害対策

ア 予防対策

a 水稲

用水の計画的利用を推進する。

b その他作物

- 1) 有機物の多用、深耕など土壌改良等により、土壌保水力の増加を図る。
- 2) スプリンクラー、うね間灌水施設等を整備する。
- 3) 水源かん養、干害防備等保安林の整備・拡充を図り、干害の発生を抑制する。

6 火山噴出物対策

ア 事後対策

a 農地

噴出物の、農地への流入を防止するため、応急対策として取水口付近に沈殿池等を設ける。

b 稲作

用水の酸性化による障害を防止するため、取水口付近に沈殿池を設け硫化鉄

を沈殿させ、用水がpH6.5以下の場合は、取水源において石灰中和を図る。

c 果樹

- 1) 枝や葉に付着した火山灰は水で洗い流し、同化作用の低下を防ぐ。
- 2) 火山灰が降った場合は、水で洗い流し、炭酸カルシウム等を10アール当たり100～200kg散布する。

d 野菜、花き

- 1) トンネル被覆やべたかけ被覆等により降灰を防ぐ。
- 2) 火山灰が降った場合は、動力噴霧機等で洗い流し、炭酸カルシウム等を10アール当たり100～200kg散布する。
- 3) ハウスのビニールに付着した灰を水で洗い流す。

e 家畜

- 1) 降灰中は家畜を舎飼いとし、火山灰を被らない牧草等の粗飼料を給餌する。
- 2) 火山灰を被ったら牧草はなるべく刈り取って捨て、次の生育を早める。降灰量が少なく降雨がない場合はスピードダスター等により灰をふるい落とししてから利用する。
- 3) 放牧する場合は、降雨（10ミリ以上の雨）後、火山灰が流されたことを確認してから行う。
- 4) 飲雑用水が著しく酸性(pH5.8以下)の場合は地下水等を利用する。
- 5) 牧草地の施肥は、土壌の酸性を弱めるため炭酸カルシウム等10アール当たり100kgを基準に散布する。

f 内水面漁業

- 1) 水質測定を行い、pH6.5以上を保たせる。
- 2) 養鯉池・養鱒池等にビニール等を使用して降灰害を防ぐ。

g 林地

噴出物が下流域に流出することにより発生する二次災害を防止するために、治山ダム工事等を施工する。

第 18 節 危険物等大量流出災害予防計画

[湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部]

第 1 計画の方針

河川への油や薬液などの危険物等の大量流出は、天候、時間の経過が流出量の増加や流出範囲の拡大につながる。

被害は、観光地の汚染、火災の発生、揮発性物質による近隣住民の健康への影響、内面水産資源の汚染など甚大な被害が予測されるため、市、県、防災関係機関及び関係事業所は、防災資機材の備蓄促進や設備の維持管理の徹底に努めるとともに、危険物の流出や漏洩に関する訓練を計画的に実施する。また、訓練の検証により提起された課題の整理及び検討を行い、これにより各機関等における予防・防除体制の見直しや老朽化による設備の改善が必要なものについては早急にこれら対策の策定・実施を図り、危険物流出事故の未然防止に努める。

第 2 設備、資機材の整備等

1 災害の未然防止

ア 施設を定期的に点検して漏油防止を図る。

イ 事業所の関係者に対し、災害予防に必要な教育を行い防災思想の高揚を図る。

2 防災資機材の整備・備蓄

ア 流出油等の拡散防止、回収及び処理に必要な資機材を整備・備蓄する。

イ 回収した油塊、油吸着剤などの焼却施設を整備する。

ウ 通信機器やガス検知器などの整備促進を図る。

エ 資機材の定期的な点検を実施し、老朽化機器の計画的な更新・整備を図る。

3 被害の拡大防止

防災関係機関は、事業所等に対し、防除資機材の整備基準を遵守するよう指導を徹底する。大量の油流出及び放射性物質の流出等が発生した場合、航行制限、流出物の除去及び避難対策等を検討する。

4 相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに相互援助に関する協定を締結する。

5 訓練の実施

事業所単位又は各事業所が共同し訓練を実施するほか、関係機関等の実施する訓練に積極的に参加する。

第 19 節 文化財災害予防計画

震災対策編第 2 章第 17 節 文化財災害予防計画 に準ずる。

第 20 節 原子力災害予防計画

[総務課]

第 1 款 総則

第 1 計画の方針

原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急・復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じ、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保する。

第 2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力施設等の防災対策について（原子力防災指針）」（平成24年10月）を十分に尊重する。

第 3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

秋田県と隣接する宮城県に、女川原子力発電所が所在しており、本市からは約90kmの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力
東北電力 株式会社	女川 原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町 及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW
			2号	BWR	82.5万kW
			3号	BWR	82.5万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉

第 2 款 原子力災害予防計画

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、市及び県等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

第 1 防災体制の整備

1 通信連絡体制の整備

市は、秋田県災害対策本部、宮城県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備するとともに、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における行政情報放送及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

2 防災訓練等の実施

市及び県は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的に実施する。

第2 防災知識の普及等

1 放射線に関する知識の普及

市は、県及び国と協力して必要な助言を受け、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

2 原子力災害に関する防災知識の普及

(1) 防災広報

市は、国、原子力発電所所在道府県、県及び関係機関と協力して必要な助言を受け、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発を行う。

ア 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。

イ 原子力災害とその特性に関すること。

ウ 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること。

エ 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。

オ その他必要と認める事項に関すること。

(2) 防災教育

市及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

3 住民相談体制の整備

市は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、総合的な相談窓口を設置するため、県と連携し体制整備を図る。

第 2 1 節 特殊災害予防計画

[総務課、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部]

第 1 計画の方針

近年の社会経済の複雑多様化に伴い、事故の態様も大規模、特殊化してきている。こうした状況の中で、特殊災害及び突発的な重大事故を防止するため、関係機関と連携し、防災活動が効果的に実施できる体制の確立を図る。

第 2 鉱山等災害

1 現況

市内の主要な鉱山は閉山となったが、休廃止鉱山では鉱害防止工事等が行われている。

■ 湯沢市域の休廃止鉱山に対する鉱害防止工事施工経緯

鉱山名	地域	工事概要
川原毛	湯沢	平成15年度 調査 平成16年度 堆積場土留工 4 基、水路工437.1m、浸透防止工2,122.2㎡、法面整形575.5㎡
白沢	稲川	昭和47年度 堰堤工407m、水路工235m、法切工3,576.3m、暗渠工57m、植栽工0.1ha 昭和48年度 堰堤工1,033m、水路工85m、法切工1,372.4m、暗渠工90m 昭和49年度 水路工95m、被覆土1,336.5m、植栽工6,700m、暗渠工95m 昭和52年度 暗渠工60m、肥料散布0.42ha
来田	稲川	昭和49年度 土留85.6m、水路工380m、覆土緑化2,066.8m、柵工518m 昭和51年度 土留工20.3m、緑化工202.4m、編柵工26m
畑野	雄勝	昭和50年度 土留134.5m、水路工287m、緑化工0.62ha、柵工170m 昭和52年度 水路工20m、暗渠工126m、柵工215m、肥料散布0.62ha

(秋田県「令和 5 年版環境白書」による)

2 対策

鉱山災害については、休廃止鉱山に対する危害・鉱害防止対策が必要であり、問題点については事業者又は管理者に対し、適切な助言、勧告を行うなど保全の徹底を図る。

第 3 トンネル災害

1 現況

本市には、長短併せて57箇所の道路トンネルが存在し、交通量の増加にともない災害の危険性が増大している。特に延長が 2 km を超える長大トンネルでは、構造上の特殊性から大規模な災害に発展する危険性があるため、長大トンネルに係る防災活動は迅速かつ的確な救助・救護・消火等が必要である。

■ 長大トンネルの防災設備現況（秋田県地域防災計画による）

路線名	トンネル名	延 長	防 災 設 備						
			消 火 栓		自動噴霧機		貯水槽	照明設備	待避所
			設置箇所	箇所	設置区画	区画			
国道108号	仙秋鬼首	3,527m	50m 間隔	71	—	—	60m ³	低圧ナトリウム 35—180W 589	3

2 対策

- （１）危険物、高圧ガス等の運送のためのタンクローリー等の輸送量が増加しているため、これらの運行管理者及び運転者の安全運転の励行を図る。
- （２）有資格者の乗務、保安教育の徹底など運送事業者の自主保安体制の確立を図るほか、運送者に対する予防査察の徹底を図る。
- （３）長大トンネルに対する監視、保安体制の強化と防災施設の整備・促進を図る。
- （４）各種トンネル災害を想定した各種訓練等を実施するほか、消防機関などへの早期通報体制の確立を図る。

[資料編 ５－６ 道路・橋梁及びトンネルの現況]

第４ 危険物等運搬車両

1 現況

危険物、火薬類、高圧ガス、ＬＰガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等運搬車両による陸上輸送が多く、災害発生危険性が増大している。

また、高速道路や自動車専用道路の延伸に伴い、事故が発生した場合、高速走行のためタンクや運搬容器の被害が拡大する可能性が高まっている。

2 対策

- （１）運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守についての指導の徹底を図る。
- （２）危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。
- （３）危険物等運搬業者に対して、適正な運行計画の作成及びその確保等運行管理の徹底を図るとともに、運転者への交通安全の啓発、関係法例の遵守及び危険物等の取扱いについての指導の徹底を図る。
- （４）秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会において、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と作業分担を協議するとともに、市は、東日本高速道路株式会社、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故発生時の対応に備える。
- （５）事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行の普及に努める。

第6 放射性物質災害

放射性物質の災害応急措置の実施責任者は、放射性物質について輸送の責任を有する者（以下「輸送責任者」という。）及び放射性同位元素等使用事業所の責任者（以下「事業責任者」という。）とする。

1 被害の把握

輸送責任者及び事業責任者（以下「事業責任者等」という。）は、災害発生と同時にその被害状況から、地域住民に対し危害を生ずるおそれの有無について情報把握に努める。

2 広報活動

市及び事業責任者は、放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、被害予想地区の住民に対しては広報車、防災行政無線、報道関係機関、市ホームページ、登録制メール、SNS、エリアメール等のあらゆる通報手段を駆使し伝達する。

3 立入制限、交通規制及び警備体制

事業責任者等は、被害予想地区における立入制限措置及び交通規制措置、並びに地区の警備体制について、あらかじめ関係機関と協議し、万全を期するものとする。

なお、隣接県にまたがる広域災害が発生した場合は、当該隣接県と緊密な連携を図り、迅速・的確な警備体制の整備を図る。

放射性物質等による汚染が認められた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲食物の摂取制限など必要な措置を実施する。

4 輸送事故に対する措置

輸送責任者・輸送従事者又は事故発見者は、輸送車両の火災等に遭遇した場合には、おむね次の対応措置を実施する。

- (1) 人命救助、応急手当
- (2) 消防署及び関係機関への通報・連絡
- (3) 初期消火
- (4) 二次災害回避のための交通整理

第 2 2 節 廃棄物処理計画

震災対策編第 2 章第 1 8 節 廃棄物処理計画 に準ずる。

第 2 3 節 医療救護計画

震災対策編第 2 章第 1 9 節 医療救護計画 に準ずる。

第 2 4 節 災害時要配慮者及び避難行動要支援者支援計画

震災対策編第 2 章第 2 0 節 災害時要配慮者及び避難行動要支援者支援計画 に準ずる。

第 2 5 節 災害ボランティア活動支援計画

震災対策編第 2 章第 2 1 節 災害ボランティア活動支援計画 に準ずる。

第 2 6 節 企業防災促進計画

震災対策編第 2 章第 2 2 節 企業防災促進計画 に準ずる。

第 2 7 節 大規模停電対策計画

震災対策編第 2 章第 2 3 節 大規模停電対策計画 に準ずる。

第 2 8 節 広域応援体制の整備

震災対策編第 2 章第 2 7 節 広域応援体制の整備 に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

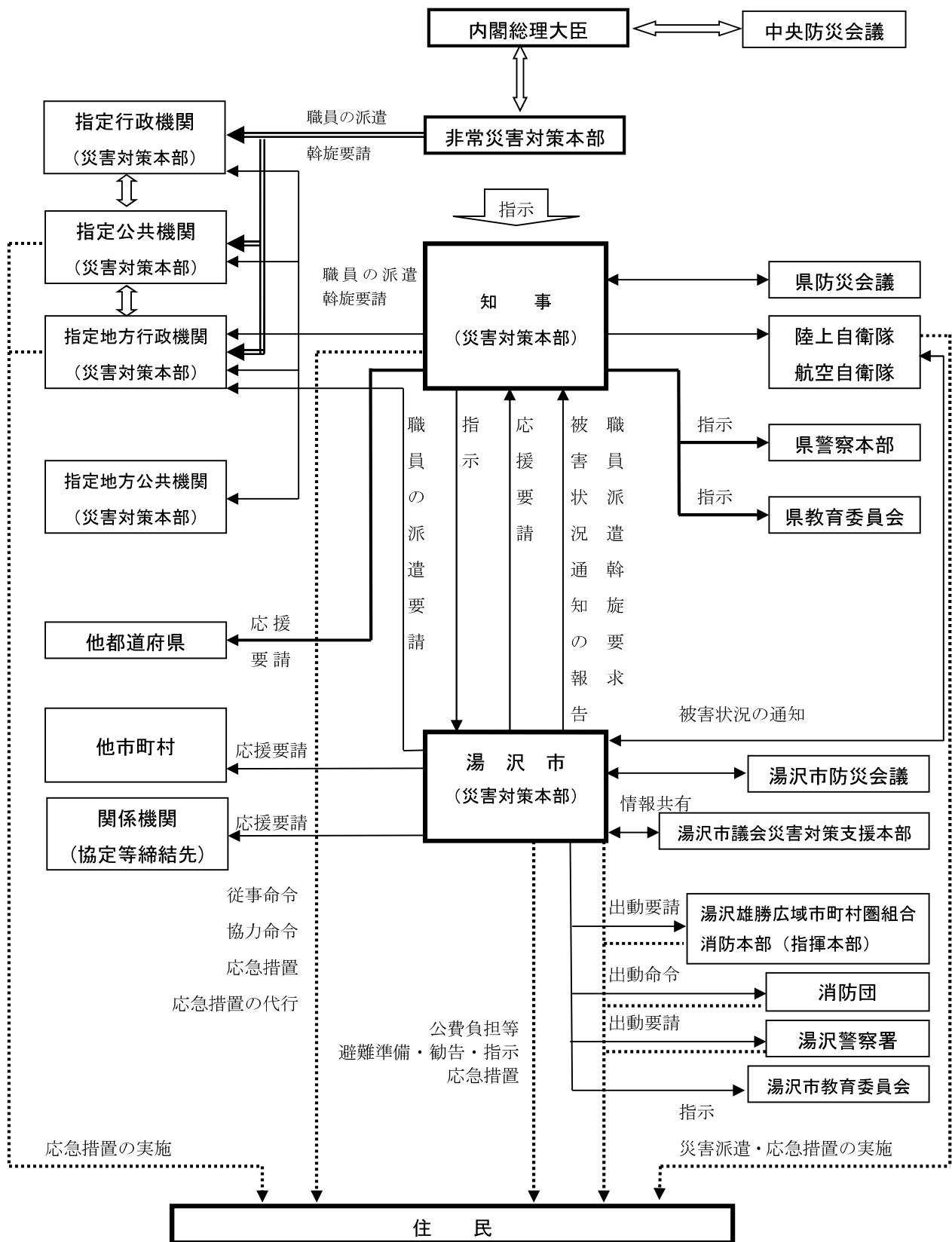
[総務課]

第1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市及び防災関係機関が迅速かつ効果的な災害応急対策等の防災活動を推進するために、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制を確立する。

第2 防災活動体制

防災活動のための体制は次のとおりとする。



第3 湯沢市災害対策本部等

1 一般災害発生時における災害対策本部等の設置等

市長は、市の広範な地域に甚大な一般災害が発生し、又はその被害が拡大するおそれがある場合、防災活動を強力に推進するため必要と認めた場合は、湯沢市災害対策本部条例（条例第16号）に基づく災害対策本部等を設置する。雪害については、別途定める。

この災害対策本部設置に伴い、湯沢市議会災害対策支援本部が湯沢市議会内に設置されるため、議会事務局長を介し、双方において情報共有に努めるものとする。

また、本部構成員の危機管理意識の高揚を図るため、設置・運営訓練や動員訓練を実施することとする。

名 称	設置場所	設置 基 準	主 要 業 務	構 成 員
湯沢市災害 対策本部	本庁舎	[一般災害] 1 災害救助法の適用が必要となる災害が発生した場合 2 市民の身体・生命・財産に甚大な被害を及ぼす災害発生のおそれがある場合、又は被害が発生した場合 3 洪水予報河川などにおいて、避難判断水位を超え、氾濫危険水位に到達するおそれがある場合 4 その他、市長が必要と認めた場合 [火山災害] 1 「噴火警報（居住地域）」レベル5（避難）、レベル4（高齢者等避難）が仙台管区気象台から発表されたとき。 2 災害救助法の適用が必要な災害が発生した場合 3 市民の身体・生命・財産に甚大な被害を及ぼす災害が発生し、又は被害の拡大のおそれがあり市長の指示があった場合 4 その他、市長が必要と認めた場合	1 災害情報の収集・関係資料の作成 2 指示事項の伝達 3 防災会議との連絡 4 防災関係機関等との連絡・調整 5 災害予防及び災害応急復旧対策の実施	本 部 長：市長 副 本 部 長：副市長 本 部 員：教育長・各部長・各部長・議会議務局長・会計管理者・消防長※・消防団長 事 務 局 員：指定職員の中から総務課長が指名する職員 指 定 職 員：全職員（但し、応急対策等に係る対応の長期化が予想される場合は、各課所2班体制により交代で対応に当たるものとする）

名 称	設置場所	設 置 基 準	主 要 業 務	構 成 員
湯沢市災害 対策部	本庁舎	1 相当規模の被害発生のおそれがある場合、又は被害が発生した場合 2 洪水予報河川などにおいて、氾濫注意水位を超え、避難判断水位に到達するおそれがある場合 3 その他副市長が必要と認めた場合	1 災害情報の収集・関係資料の作成 2 指示事項の伝達 3 防災会議との連絡 4 防災関係機関等との連絡・調整 5 災害予防及び災害応急復旧対策の実施 ※ 事務分掌は、災害対策本部に準ずる。	部 長：副市長 副 部 長：総務部長 部 員：各部長・議会事務局長・会計管理者 事 務 局 員：指定職員の中から総務課長が指名する職員 指 定 職 員：各課所長、第1動員、第2動員に指定の職員（各課所の2/3の職員を配備又は自宅待機） 状況に応じ各課所長は必要な人員を増員し、配備する
湯沢市災害 警戒部	本庁舎 総務課	1 大雨・洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表された場合などにおいて、防災対策上、総務部長が必要と認めた場合 2 洪水予報河川などにおいて、水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に到達するおそれがある場合 3 その他総務部長が必要と認めた場合	1 気象に関する警報等の受理伝達 2 災害情報の収集・関係資料の作成 3 防災関係機関等との連絡・調整 ※ 事務分掌は、災害対策本部に準ずる	部 長：総務部長 部 員：各部長・議会事務局長・会計管理者 事 務 局 員：総務課職員の中から総務課長が指名する職員 指 定 職 員：各課所長、第1動員に指定の職員（各課所の1/3の職員の配備又は自宅待機）状況に応じ各課所長は必要な人員を増員し、配備する。
湯沢市災害 情報連絡室	本庁舎 総務課	気象に関する警報が発表または総務課長が必要と認めた場合	1 気象情報に関する情報収集 2 関係機関との連絡・調整	室 長：総務課長 室 員：総務課長が指名する職員
災害対策現 地本部	総合支所	被害状況から見て、特に市長が必要と認めた場合	1 管内の災害状況の把握 2 防災関係機関等との連絡・調整 3 災害予防及び災害応急復旧対策の実施	現地本部 長：市長が本部員から指名する者 副 本 部 長：総合支所長 本 部 員：現地本部長が指名する者
災害対策現 地派遣班		1 災害発生現場に派遣 2 防災対策上、特に必要と認めた場合	1 現地災害情報の収集 2 防災関係機関等との連絡・調整	班 員：市長が指名する者

※災害対策本部長が必要と認めるとき、市の職員以外の者を災害対策本部の会議に出席させることができる。

2 災害対策本部の編成及び事務分掌

(1) 業務内容

- ア 災害に関する情報の収集伝達及び被害報告に関すること。
- イ 情報の集約と整理に関すること。
- ウ 被害・対応状況等についての情報の共有化に関すること。
- エ 各課所・各支所の業務状況把握と調整に関すること。
- オ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
- カ 指示事項の伝達に関すること。
- キ 他の防災機関との連絡調整に関すること。
- ク 防災会議との連絡調整に関すること。

(2) 災害対策本部編成

■ 災害対策本部構成員

本 部 長	市 長
副 本 部 長	副市長
本 部 員	教育長、各部長、議会事務局長、会計管理者、消防長※、消防団長
事 務 局	事務局長：総務課長
	事務局次長：防災監、総合防災室長
	事務局員：動員指定職員の中から総務課長が指名する職員

※災害対策本部長が必要と認めるとき、市の職員以外の者を災害対策本部の会議に出席させることができる。
事務局員は、事務局を設置する本庁舎3階会議室、又は、総務課内への配置となる。

3 災害対策本部等の廃止

(1) 災害対策本部、災害対策部及び災害警戒部

本部長及び部長（災害対策部・災害警戒部）は、応急対策を終了しさらに被害が拡大するおそれがないと認められるときは、災害対策本部から災害対策部への移行など、以後の体制を定めた上で災害対策本部、災害対策部及び災害警戒部を廃止する。

災害対策本部、災害対策部及び災害警戒部を廃止したときは、県及び出先機関、その他関係公共機関、近隣市町村に対し、電話等で報告し、また住民に対しては広報紙、広報車等によりその周知徹底を図る。

(2) 災害情報連絡室

室長は、警報級の災害情報が解除され、被害の発生するおそれがないと認められるときは災害情報連絡室を廃止する。

4 相互応援・支援体制

相互応援協定に基づき、必要に応じ他市町村、県、関係機関への応援要請を行う。

市の責務として他市町村長からの応援要請があった場合又は知事からの指示があった場合にも対応できるよう、市備蓄品等の援助物資の提供体制を準備しておく。

なお、市社会福祉協議会又はボランティア団体あるいは登録災害ボランティアへも応援を働きかけるものとする。

5 湯沢市豪雪対策本部等

市は、豪雪のため雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、雪害応急対策を実施し、住民の生命及び財産を豪雪災害から守り、安全な生活を確保するため、豪雪対策本部等を設置する。

(1) 設置基準

市長は、下記のいずれかの基準に達したとき、豪雪対策本部を設置する。

本市の積雪深が所定値を超え、雪害が発生するおそれがあり、総合的な対策を必要とするとき。	湯沢地域	100センチメートル
	稲川・雄勝地域	150センチメートル
	皆瀬地域	180センチメートル
大雪等により災害の発生するおそれがある場合で総合的な対策を必要とするとき。		

(2) 本部会議

本 部 長	市長
副本部長	副市長
本 部 員	教育長、各部長、議会議務局長、会計管理者
事 務 局	事務局長：総務課長 事務局次長：防災監、総合防災室長 事務局員：動員指定職員の中から総務課長が指名する職員

(3) 本部等の廃止
市長は、市内において豪雪のため雪害の発生
するおそれが解消されたと認めるとき、又は応

急対策がおおむね完了したと認めるときは、豪雪対策本部等を廃止する。

第4 湯沢市災害対策本部等の運営の基本事項

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、湯沢市災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部等の設置場所

名 称	設置場所	通 信 手 段	
		電 話	F A X
災害対策本部	本 庁 舎	一般公衆（NTT）：0183-73-2111 総合防災情報システム（衛星携帯） ：207511、080-2846-5836	一般公衆（NTT） ：0183-73-2117
災害対策部			
災害警戒部	総 務 課	一般公衆（NTT）：0183-73-2112	一般公衆（NTT） ：0183-73-2117
災害情報 連絡室	総 務 課	一般公衆（NTT）：0183-73-2112	一般公衆（NTT） ：0183-73-2117

災害対策本部等設置の場合の設備・機器類の整備を図る。

2 災害対策本部等の職務代行

本部長等名称 職務代行順位	災害対策本部長	災害対策部長	災害警戒部長	災害情報 連絡室長
第1順位	副市長	総務部長	ふるさと未来創造部長	総合防災室長
第2順位	教育長	ふるさと未来創造部長	市民生活部長	
第3順位	総務部長	市民生活部長	福祉保健部長	

3 災害対策本部会議

災害対策本部長は、災害応急対策に必要な指示・総合調整を行うため、本部会議を招集する。なお、会議の進行は事務局長が執り行うこととする。

また、災害対策本部会議の議題はおおよそ次のとおりとする。

（1）報告事項

- ア 気象情報及び被害情報
- イ 配備体制
- ウ 避難指示及び指示事項
- エ 職員の応援事項
- オ 各対策部の措置事項

（2）協議事項

- ア 応急対策の検討
- イ 各部・各支所間の調整事項についての指示
- ウ 他市町村に対する応援要請の要否

- エ 自衛隊に対する災害派遣要請の要否
- オ 県に災害救助法適用申請の確認（県が申請するので市の申請は必要ない。）
- カ 被害状況視察隊編成の決定
- キ 被害者に対する見舞金品給付の決定
- ク 次回本部会議開催予定日時の決定

4 災害情報連絡室の設置

総務課長は、警報級の災害情報が発表された場合または、総務課長が必要と認めるときは、災害情報連絡室を設置する。

5 災害対策現地本部の設置

本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するために特に必要があると認めるときは、災害対策本部に災害対策現地本部を設置し、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う。

なお、災害対策現地本部長は、本部会議構成員のうちから、本部長が指名するものとする。

6 災害対策本部等事務局

災害対策本部、災害対策部、災害警戒部に事務局を置き、関係各課の指定職員は、別表 1 に掲げる災害対策の事務に従事する。

（１）災害対策本部

ア 事務局は本庁舎 3 階 会議室31～34（状況により本庁舎 4 階 会議室41）に設置する。

イ 事務局長は、災害対策本部長（市長）の指揮の下に情報を共有し、応急復旧対策が円滑に行われるよう事務局内の各班及び関係各課所との連絡調整に当たるものとする。

（２）災害対策部

ア 事務局は本庁舎 3 階 会議室31～34に設置する。

イ 事務局は、災害対策部長（副市長）の指揮の下に情報共有し、応急復旧対策が円滑に行われるよう事務局内の各班及び関係各課所との連絡調整に当たるものとする。

（３）災害警戒部

ア 事務局は総務課に設置する。

イ 事務局は、災害警戒部長（総務部長）の指揮の下に情報共有し、応急復旧対策が円滑に行われるよう関係各課所との連絡調整に当たるものとする。

7 災害対策本部等事務局員

総務課長は、第 2 節「職員の動員・派遣計画」第 4（２）に掲げる各課所の動員指定職員のうちから災害対策本部等の事務局業務に従事する職員を「災害対策本部等事務局員」として、あらかじめ指名する。

なお、各課所長は変更に伴い、「災害対策本部等事務局員」として指名されている職員が、各課所における動員指定職員から外れる場合は、随時、総務課長に報告するものとする。

8 災害対策本部設置等に伴う各課所の業務分掌等

- (1) 動員指定職員は所属する各課所等の業務分掌に従事する。
- (2) 災害対策部、災害警戒部における業務分掌は、災害対策本部に準ずる。
- (3) 各課所等においては、災害時の分掌事務に即した具体的な活動マニュアル等を作成し、災害に備えるものとする。

なお、具体的な活動マニュアル等の作成に当たっては、当該「災害対策本部各部課所分掌事務」と平常時の事務分掌のほか、被災住民全体の生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、関連する業務を想定し作成するものとする。

(4) 各課所等の業務分掌

「震災対策編 第3章災害応急対策計画 第1節活動体制計画

第4 湯沢市災害地策本部等の運営の基本事項

7 災害対策本部設置等に伴う各課所の業務分掌等

(4) 各課所等の業務分掌」に準ずる

9 庁舎の安全確保

「震災対策編 第3章災害応急対策計画 第1節活動体制計画

第4 湯沢市災害地策本部等の運営の基本事項

8 庁舎の安全確保」に準ずる

10 湯沢市豪雪対策本部の運営

- (1) 豪雪対策本部等の設置及び運用は、災害対策本部等に準ずる。
- (2) 豪雪対策本部等の運用の要綱は以下のとおりとする。

体制	設置基準			対策内容	構成員						
雪害対策 警戒部	市内の 積雪が	<table><tr><td>湯沢地域</td><td>70cm</td></tr><tr><td>稲川・雄勝地域</td><td>130cm</td></tr><tr><td>皆瀬地域</td><td>150cm</td></tr></table>	湯沢地域	70cm	稲川・雄勝地域	130cm	皆瀬地域	150cm	を超え、豪雪により 交通の途絶や市民生 活に著しい影響を及 ぼすおそれがある場 合	・道路の確保 ・雪崩防止 ・保健衛生医療対策 ・民生対策 ・農林業対策	部 長：総務部長 その他、災害警戒部の構 成員に準じる。
湯沢地域	70cm										
稲川・雄勝地域	130cm										
皆瀬地域	150cm										
豪雪対策 本部	市内の 積雪が	<table><tr><td>湯沢地域</td><td>100cm</td></tr><tr><td>稲川・雄勝地域</td><td>150cm</td></tr><tr><td>皆瀬地域</td><td>180cm</td></tr></table>	湯沢地域	100cm	稲川・雄勝地域	150cm	皆瀬地域	180cm	を超え、市内に雪害 が発生し、又は発生 するおそれがある場 合	・文教対策 ・通信施設対策 ・電力供給対策 ・その他	本 部 長：市長 副本部長：副市長 その他、災害対策本部 の構成員に準じる。
湯沢地域	100cm										
稲川・雄勝地域	150cm										
皆瀬地域	180cm										

(3) 豪雪対策本部等設置に伴う各部・支所等の業務分掌は、以下のとおりとする。

部	課 所 等	分 掌 事 務
総務部	総務課	1 本部会議に関すること。 2 各部・各課の総合調整に関すること。 3 雪害に対する関係機関からの情報収集・連絡調整に関すること。 4 防災行政無線に関すること。 5 避難指示等の設定及び伝達に関すること。 6 備蓄食糧及び物品等に関すること。 7 職員の配備及び動員に関すること。 8 各地区等への連絡及び連携に関すること。 9 県への応援要請（職員・自衛隊）に関すること。 10 避難誘導に関すること。 11 消防団との連携に関すること。 12 その他、指示を受けた事項。
	企画課	1 被害状況等の集計に関すること。 2 国・県に対する要請事項に関すること。 3 支援物資の保管・管理に関すること。 4 その他、指示を受けた事項。
	財政課	1 公用車の集中管理・配車に関すること。 2 職員等の輸送に関すること。 3 その他、指示を受けた事項。
ふるさと未来創造部	まちづくり協働課	1 所管施設における避難所開設及び管理運営に関すること。 2 その他、指示を受けた事項。
	情報政策課	1 報道機関との連絡・調整に関すること。 2 住民への周知及び雪害広報に関すること。 3 情報通信回線及び情報収集・連絡手段の確保に関すること。 4 非常用情報機器の設置に関すること。 5 その他、指示を受けた事項。
	各総合支所	1 地域、地区における災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 地域、地区における応急対策に関すること。 3 所管施設における避難所開設及び管理運営に関すること。 4 住民の避難等に関すること。 5 雪害対策現地本部に関すること。 6 その他、指示を受けた事項。
市民生活部	環境共生課	1 市民相談の相談窓口に関すること。 2 空き家のパトロールに関すること。 3 空き家の雪下ろし等に関すること。 4 その他、指示を受けた事項。

市民生活部	市民課	1 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 2 その他、指示を受けた事項。
	税務課	1 住宅等の被害の調査に関すること。 2 罹災証明に関すること。 3 その他、指示を受けた事項。
福祉保健部	福祉課 長寿福祉課 子ども未来課	1 福祉施設の管理に関すること。 2 保育幼児の安全に関すること。 3 要保護世帯の安全確保に関すること。 4 高齢者世帯の安全確保に関すること。 5 民生委員との連絡・調整に関すること。 6 避難所の設置・運営に関すること。 7 その他、福祉全般に関すること。
	健康対策課	1 住民の健康管理に関すること。 2 非常時の医療体制に関すること。 3 防疫・感染症予防に関すること 4 その他、医療全般に関すること。
産業振興部・農業委員会事務局	農林課 農業委員会 事務局	1 農林業施設の安全対策及び被害の状況調査に関すること。 2 家畜の管理に関すること。 3 農産物雪害防止対策に関すること。 4 その他、農林業全般に関すること。
	商工課 観光・ジオパーク推進課	1 商工業関係の雪害防止及び被害調査に関すること。 2 観光施設の管理に関すること。 3 地場産業の流通確保に関すること。 4 観光客及び帰宅困難者の避難に関すること。 5 その他、商工業全般に関すること。
建設部	建設課	1 交通路の確保、人命救助のための障害物の除去に関すること。 2 通行不能箇所の標示に関すること。 3 土木関係被害調査、応急及び復旧対策に関すること。 4 道路・橋梁等の応急及び復旧対策に関すること。 5 雪害指揮所の設置に関すること。 6 土木技術者、建設技術従事者の確保に関すること。 7 その他、土木・建設全般に関すること。
	都市計画課	1 市営住宅の管理及び被害調査、応急対策に関すること。 2 その他、指示を受けた事項。
	上下水道課	1 上下水道関係被害調査、応急及び復旧対策に関すること。 2 上下水道施設の保全に関すること。 3 飲料水の確保及び供給に関すること。 4 その他、上下水道全般に関すること。

教育部	教育総務課	1 小中学校施設の管理及び被害調査、応急対策に関すること。 2 学校施設における避難所開設・運営に関すること。 3 学校給食保全措置に関すること。 4 その他、指示を受けた事項。
	学校教育課	1 児童生徒、教職員の安全に関すること。 2 児童生徒の通学路の確保に関すること。 3 学校の休校、登下校時間に関すること。 4 学校教育活動全般に関すること。 5 その他、指示を受けた事項。
	生涯学習課	1 社会教育施設等の管理及び被害調査、応急対策に関すること。 2 文化財施設及び文化財の被害の調査に関すること。 3 その他、指示を受けた事項。

第2節 職員の動員・派遣計画

[総務課、財政課、各総合支所]

第1 職員動員の基本事項

1 自主登庁による参集

災害発生時に登庁すべきことをあらかじめ指示されている職員は、報道等により災害の発生を覚知した場合は、直ちに指定された庁舎へ参集する。

参集範囲は、各課所において指定した職員とし、平常時の配属課所に割り当てられた業務分掌に従事する。

ただし、災害対策本部等の事務局員に指名された職員は本庁舎に設置された事務局へ参集する。

2 動員指示伝達による参集

動員の指示があった場合は、指定された施設、又は指定された場所に参集する。

第2 職員の心得

- 1 職員はスマートフォン、携帯ラジオ等を備え、常に気象情報が得られるようにする。
- 2 災害が発生した場合はウェブサイト、ラジオ、テレビ等の情報に基づき、別に定める動員計画により参集する。
- 3 参集場所については、基本的に通常勤務する庁舎とする。また、この際、交通の途絶等により車が使用できない場合は、徒歩、自転車、バイクで参集する。
- 4 指定された施設以外に参集した場合は、所属長に報告して指示を受ける。
- 5 参集した職員は自己（家族を含む。）の被害及び参集途中で見聞、収集した災害の状況等を課所長等に報告する。
- 6 課所長等は、職員の報告をもとに、災害状況及び職員の被災について所属部長等に直ちに報告する。

第3 職員の動員

	第1動員（災害警戒部）	第2動員（災害対策部）	第3動員（災害対策本部）
（本）部長	総務部長	副市長	市長
動員基準	[一般災害] 1 大雨・洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表された場合等において、総務部長が防災対策上必要と認めた場合 2 洪水予報河川などにおいて、水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に到達するおそれがある場合	[一般災害] 1 相当規模の被害発生のおそれがある場合、又は被害が発生した場合 2 洪水予報河川などにおいて、氾濫注意水位を超え、避難判断水位に到達するおそれがある場合 3 その他、副市長が必要と認めた場合	[一般災害] 1 災害救助法の適用が必要となる災害が発生した場合 2 市民の身体・生命・財産に甚大な被害を及ぼす災害発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合 3 洪水予報河川などにおいて、避難判断水位を超え、氾濫危険水位に到達するおそれがある場合 4 その他、市長が必要と認めた場合
	[火山災害] 1 「噴火警報（火口周辺）」レベル2（火口周辺規制）が発表された場合 2 火山に異常現象が発生し、総務部長が防災対策上必要と認めた場合	[火山災害] 1 「噴火警報（火口周辺）」レベル3（入山規制）が発表された場合 2 火山噴火により、相当規模の被害が発生、又は拡大のおそれがあり副市長が必要と認めた場合	[火山災害] 1 「噴火警報（居住地域）」レベル5（避難）、レベル4（高齢者等避難）が発表された場合 2 火山噴火により、災害救助法の適用が必要な被害が発生した場合 3 火山噴火により、市民の身体・生命・財産に甚大な被害を及ぼす災害が発生し、又は拡大のおそれがあり、市長が必要と認めた場合
指定職員	部 員：各部長・議会事務局長・会計管理者 事務局員：総務課職員の中から総務課長が指名する職員 指定職員：各課所長、第1動員に指定の職員（各課の1/3の職員の配備又は自宅待機）状況に応じ各課所長は必要な人員を増員し、配備する。	副 部 長：総務部長 部 員：各部長・議会事務局長・会計管理者 事務局員：指定職員の中から総務課長が指名する職員 指定職員：各課所長、第1動員、第2動員に指定の職員（各課の2/3の職員の配備又は自宅待機）状況に応じ各課所長は必要な人員を増員し、配備する。	副本部長：副市長 本 部 員：教育長・各部長議会事務局長・会計管理者・消防長※・消防団長 事務局員：指定職員の中から総務課長が指名する職員 指定職員：全職員

※災害対策本部長が必要と認めるとき、市の職員以外の者を会議に出席させることができる。

第4 指定職員及び動員計画

- (1) 指定職員の指定は、定期人事異動に伴い毎年所属長が行い総務課長に報告する。年度途中で変更した場合も同様とする。
- (2) 各課所における指定職員数は、第1動員にあつては、各課所長及び各課所所属職員の1/3とする。又、第2動員については、第1動員にさらに各課所所属職員の1/3を加える職員数とする。
- (3) 指定職員の指定に当たっては、勤務場所と居住地の距離等交通手段途絶の場合を考慮する。
- (4) 指定職員名簿は、総務課が保管する。
- (5) 職員の非常登庁

配備基準・内容に基づき、災害規模等に応じて定められた職員は、休日若しくは勤務時間外において、配備基準・内容に該当する地震等を察知したときは、自発的に所属課所に参集する。

また、勤務時間外又は休日等において登庁の指示を受けたときは、速やかに登庁するものとする。

ア 電話連絡系統

電話等による連絡(指示)については、総務部長から動員指示を受けた総務課長が、災害対策本部の本部員となるべき部長等へ連絡し、部長等は部所属の課長に連絡、課長は班長を通じて職員に連絡するものとする。

速やかな連絡のため、電子メール・LINEアプリなどのSNSによる一斉送信について検討する。

- (6) 豪雪対策本部等については、上記に準ずる。

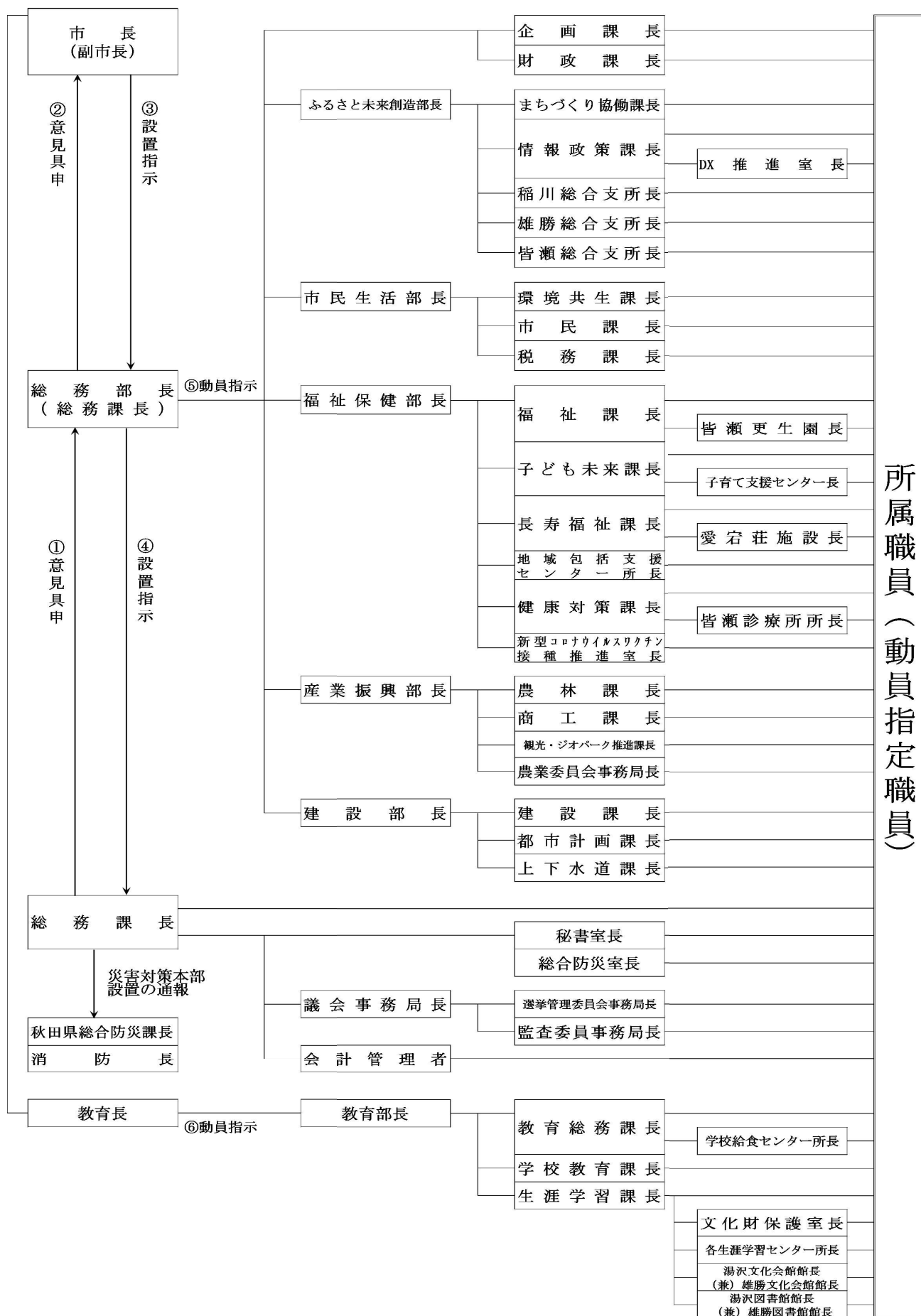
■ 動員指定職員の参集

<本庁>

	動員区分	動員対象	参集連絡		参集場所	
			一般・火山災害	地震	一般・火山災害	地震
災害警戒部	第1動員	指定職員 (各課所1/3の職員を配備又は自宅待機)	電子メール・LINEアプリ 若しくは電話	自主 (即時自動)	部員は3階総務課 各部は連絡員1名差出し 人員の運用は事態の状況に応じ総務部長が示す 指定職員は各課所等	
災害対策部	第2動員	指定職員 (各課所2/3の職員を配備又は自宅待機)	電子メール・LINEアプリ 若しくは電話	自主 (即時自動)	部員は災害対策本部室 事務局員は会議室31～34 指定職員は各課所等	
災害対策本部	第3動員	全職員	電子メール・LINEアプリ 若しくは電話	自主 (即時自動)	部員は災害対策本部室 事務局員は会議室31～34 指定職員は各課所等	

※第2動員は、第1動員に指定の職員を含む。

■ 災害対策本部伝達系統図及び緊急連絡網図

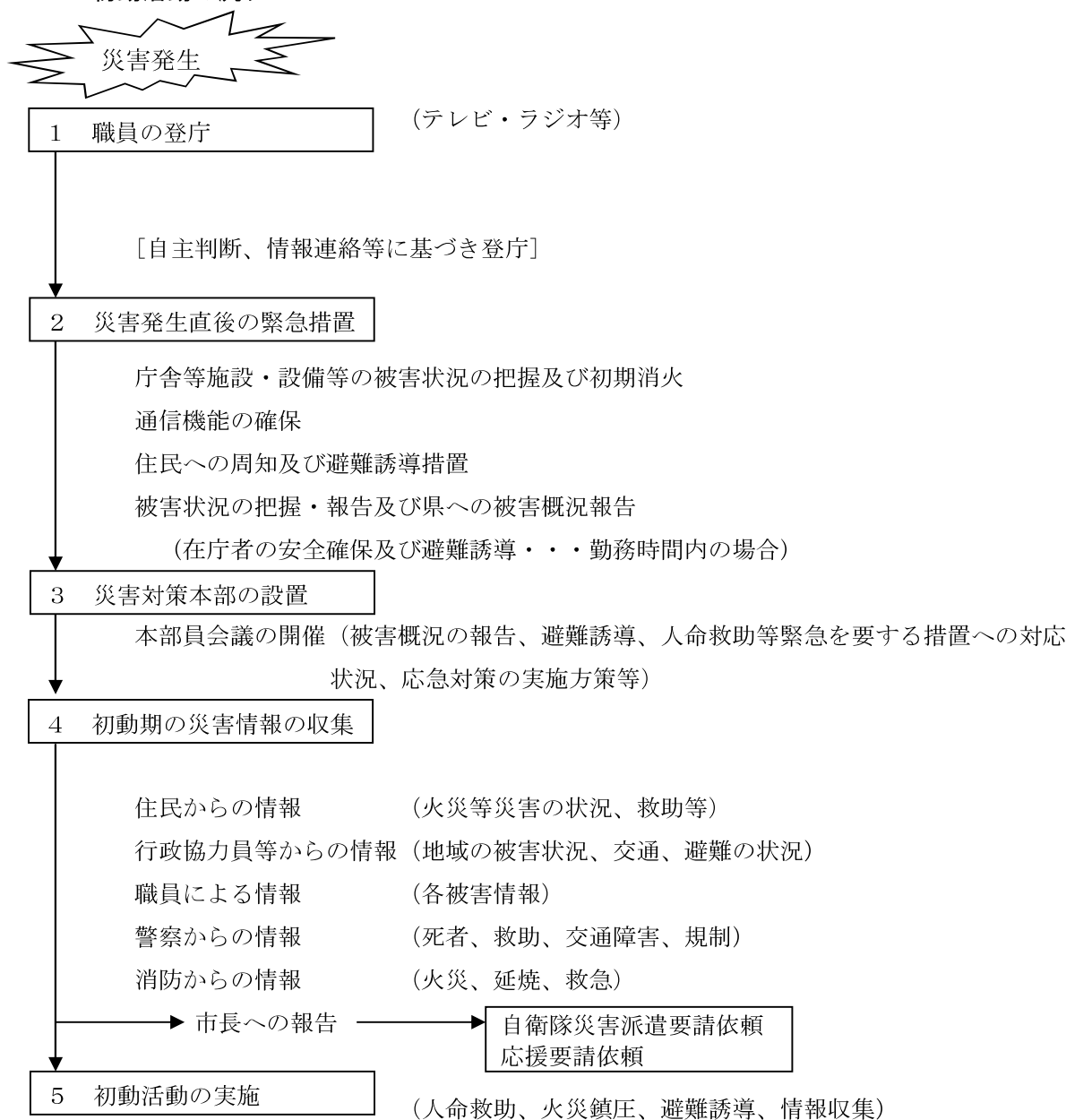


第5 初動活動

災害発生時における職員の初動時の対応は次のとおりとする。

- 1 課所長等は、自主登庁した職員及び必要と思われる所要人員を確保し、把握した被害状況とともに所属部長等に報告、部長等は所属職員の参集状況と被害状況を取りまとめ、総務部長に報告する。
- 2 課所長等は、所属部長等の指示を受け、災害対策本部各部各課の業務内容に基づき、災害情報の収集を中心とする職員の役割分担を決定する。
- 3 情報収集には、デジタルカメラなどを携帯し、災害状況の的確な把握に努めるものとする。※情報収集マニュアルの作成（携行品・被害状況判定基準など）
- 4 課所長等は速やかに収集した被害状況を所属部長等に報告、部長等は被害状況を取りまとめ、総務部長に報告する。
- 5 総務部長は、市長、副市長に被害状況等を報告し、配備体制・応急対策・応援要請等について必要な指示を受け、その内容を各部長等に連絡する。
配備体制については、状況に応じ課所等間で調整のうえ配備するものとする。
- 6 部長等は、課所長等に指示し応急対策を実施するとともに、総務課長は、被害状況について県等関係機関に報告する（速報）。
- 7 総務課長は、被害状況、配備体制・応急対策などを取りまとめ、ネットワークシステム等の活用等により情報共有を図る。
- 8 総務課長は、各課・各支所から連絡員を指名し、情報交換や連絡調整のための会議を開催し相互の連携を図る。

■ 初動活動の流れ



第6 応援要請等

1 応援要請

市長は、災害が発生した場合において、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長、知事（災害対策基本法第67～68条）及び協定がなされた関係団体、相互応援協定を締結している地方自治体等に対して応援を要請する。

2 要請手続き

応援要請の手続きは、相互応援協定に基づき文書で行うものとする。ただし、事態が急迫している場合は上記によらないことができるものとする。

3 応援要請の内容

(1) 応援を受ける業務の内容

- (2) 応援を要する人員、資材等
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援を受ける場所
- (5) その他必要な事項

4 応援の要領等

- (1) 応援隊は一隊となって派遣先の指揮下で行動するが、その身分の異動は行わない。
- (2) 応援のために要した費用は、本市が負担する。

第7 職員の派遣

1 派遣の要請及び斡旋

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
- (2) 市長及び知事は、その権限に属する事務の管理及び執行のため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事に対し、当該市町村及び県の職員の派遣を求めることができる。

2 派遣要請手続き

派遣要請は文書を持って行う（災害対策基本法施行令第15条）。

3 派遣要請の内容

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

4 身分取扱等

- (1) 派遣先に分類され、派遣先の身分と併任される。
- (2) 派遣される職員の分限、懲戒処分等は派遣元で行う。
- (3) 給料、諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての意味合いが強い場合は派遣先で負担する。

第8 応急措置の代行

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき事務について次の応急措置を代行する。

- (1) 警戒区域を設定し、同地域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は同地域から退却を命ずる。
- (2) 他人の土地・建物その他工作物等を一時使用し、若しくは収用する。
- (3) 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。
- (4) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる。

[資料編 第1 防災組織に関する資料]

第 3 節 自衛隊への災害派遣要請計画

震災対策編第 3 章第 3 節 自衛隊への災害派遣要請計画 に準ずる。

第 4 節 広域応援計画

震災対策編第 3 章第 4 節 広域応援計画 に準ずる。

第5節 気象予報等の発表及び伝達計画

[総務課、秋田地方気象台]

第1 計画の方針

気象予報等の発表、火災警報及び水防警報の発令基準、並びに伝達体制を明確にして災害予防対策の確立を図るとともに、関係機関に対し必要な予報警報を伝達し、災害の予防に努める。

第2 気象に関する特別警報・警報・注意報

市は、秋田地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報及び台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適切に受領し、住民、要配慮者、並びに観光客等の安全で円滑な避難を確保するため、分かりやすく、かつ明瞭な伝達に努める。

特に、特別警報は、重大な災害の危険性が著しく高まっており、住民は直ちに命を守る行動をとる必要がある場合に発表される情報であり、気象業務法において、市から住民への周知の措置が義務付けられていることから、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達する。

また、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る。

1 防災気象情報の種類・発表基準

■ 気象業務法に基づき秋田地方気象台等が提供する防災気象情報

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な

種 類		概 要
		災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるとときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
早期注意情報 （警報級の可能性）		5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で、2日先

種 類	概 要
	から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（秋田県）で発表される。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
秋田県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警報を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の情報が発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの秋田県気象情報が発表される場合がある。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難する必要とされる警戒レベル4に相当する。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。なお、秋田県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

（注1）地面現象特別警報・警報・注意報は、その特別警報・警報・注意報事項を気象特別警報・気象警報・気象注意報に含めて行う。浸水警報及び注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

(注2) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、洪水についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。湯沢市の気象注意報及び警報等の種類と発表基準については[資料編2-1 湯沢市の気象警報の種類と発表基準]のとおりである。

■キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ●「災害切迫」（黒） 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ●「危険」（紫） 危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ●「警戒」（赤） 高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ●「注意」（黄） ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ●「災害切迫」（黒） 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ●「災害切迫」（黒） 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ●「危険」（紫） 危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ●「警戒」（赤） 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ●「注意」（黄） ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においてはその支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

2 特別警報

■ 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標（発表条件）を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

3 水防活動用の予報及び警報

（1）洪水予報河川における洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。雄物川上流、皆瀬川については、湯沢河川国道事務所と秋田地方気象台が共同で発表する。警戒レベル2～5に相当する。

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

秋田地方気象台と東北地方整備局湯沢河川国道事務所が共同して行う雄物川上流、皆瀬川の洪水予報の種類及び実施区間、発表基準等は次のとおりである。

■ 指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している危険があり直ちに身の安全を確保する状況であり、必要があるとされる警戒レベル5に相当。

	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

■洪水予報の実施区間

予報区域名	水系名	河川名	実施区間	担当官署
雄物川上流	雄物川	雄物川上流	左岸 湯沢市小野字芋ヶ沢地先 から 大仙市正手沢字サドノ沢地先 まで 右岸 湯沢市小野字可成沢地先 から 大仙市協和小種字川口比丘島地先 まで	湯沢河川 国道事務所
皆瀬川	雄物川	皆瀬川	左岸 横手市増田町戸波字関根地先 から 雄物川への合流点 まで 右岸 湯沢市駒形町字三又古川尻地先 から 雄物川への合流点 まで	秋田地方 气象台

■雄物川上流、皆瀬川洪水予報の水位観測所（基準観測所）の各基準水位

予報区域名	河川名	水位観測所	所在地	受け持ち区間 (氾濫による浸水が想定される区間)	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
雄物川上流	雄物川上流	岩館	湯沢市小野字上川原	役内川合流点から柳田橋まで	2.60	3.10	3.20	3.90	4.291

		柳田橋	湯沢市 柳田字 中道下	柳田橋 から 皆瀬川 合流点 まで	1.40	2.00	3.50	4.20	4.380
皆瀬川	皆瀬川	岩崎橋	湯沢市 岩崎	成瀬川 合流点 から 雄物川 合流点 まで	1.00	1.70	2.40	2.60	3.794

(2) 水位周知河川における水位到達情報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する種類及び実施区間、発表基準等は、次のとおりである。

■水位到達情報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

■水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	実施区間	担当官署
雄物川	役内川	湯沢市秋の宮川井橋から雄物川合流点まで	雄物川
雄物川	雄物川	南沢合流点～湯沢市小野字芋ヶ沢1の42まで	雄物川

■水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	水位 観測所	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	水防 管理者
役内川	横堀	湯沢市横堀	1.00	1.50	2.10	2.50	湯沢市
雄物川	下院内	湯沢市下院内	1.20	1.70	2.30	2.60	湯沢市

(3) 水防警報

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものである。

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、河川名及び担当官署は次のとおりである。

■水防警報の種類及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機 ＊	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

＊「待機」は国土交通省が直轄河川に行う。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

■水防警報を行う河川名、担当官署

河川名	担 当 官 署
雄物川水系雄物川上流	国道交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所
雄物川水系皆瀬川	
雄物川水系役内川	秋田県雄勝地域振興局建設部
雄物川水系雄物川（指定区間）	

4 火災気象通報及び火災警報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに秋田地方気象台が秋田県知事に対して通報し、秋田県を通じて湯沢市に伝達される。

火災気象通報の基準は次のとおり。

(1) 火災気象通報【乾燥】

以下に示す乾燥注意報基準と同一とする。

①最小湿度40%以下、実効湿度 65%以下が予想される場合

②実効湿度70%以下、平均風速 10m/s以上が予想される場合

(2) 火災気象通報【強風】

以下に示す強風注意報基準と同一とする。ただし、降水（降雪を含む）時は通報しないことがある。

沿岸 平均風速12m/s 以上が予想される場合（秋田は13m/s 以上、八森は西から北西においては16m/s 以上）

内陸 平均風速10m/s 以上が予想される場合

(3) 火災気象通報【乾燥・強風】

火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】の基準を共に満たす場合

なお、市長は火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するものとし、「一般災害対策編 2章 災害予防計画 第10節 火災予防計画 第2 一般火災 2 対策（2）火災警報の発令」の表のとおり発令の基準を定めておくものとする。

第3 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

1 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

(1) 情報の発表は、大雨警報発表後における降雨及び降雨予測を分析・解析し、これらの結果から土砂災害の発生危険性が高まったと予測される場合とする。

(2) 情報の伝達は、発表者（秋田県及び秋田地方気象台）から県地域防災計画等で定めた伝達経路により行う。

なお、指定行政機関及び指定公共機関等への情報伝達に関しては大雨警報の伝達に準ずる。

(3) 情報は、市の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、また住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。

(4) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には秋田地方気象台が提供する降雨予測を利用する。

- (5) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。
そのため、秋田地方気象台のデータに加えて秋田県建設部の持つきめ細かな雨量情報を活用する。
- (6) 秋田県及び秋田地方気象台は、市をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について連携して広報活動に努めることとする。
- (7) 今後、新たなデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表・解除に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

2 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。
- (2) 土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。
- (3) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、雪崩災害等については発表対象とするものではない。
- (4) 市長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県の河川砂防情報システムの雨量データ及び補足情報等も合わせて総合的に判断する。

3 土砂災害警戒情報の発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害の軽減に資することを目的として、気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）により、秋田県（建設部河川砂防課）と秋田地方気象台が共同で発表する。

4 土砂災害警戒情報の伝達及び情報の共有

土砂災害警戒情報が発表された場合は、秋田県総務部総合防災課が市及び消防本部へ秋田県総合防災情報システムで伝達する。さらに、降水の状況、土砂災害危険度情報（※）をインターネットなどにより、広く提供する。

また、前兆現象の通報については住民及び関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。

（※）土砂災害危険箇所マップ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布
(<http://sabomap.pref.akita.lg.jp>)

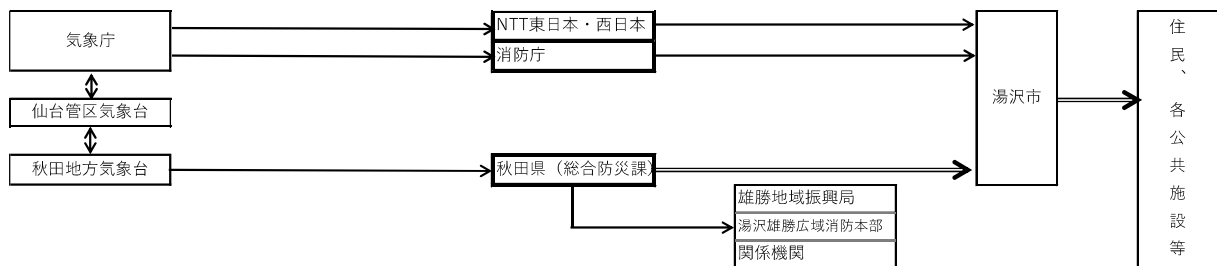
5 土砂災害警戒情報の発表及び解除基準

発表基準	大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という）に達したときとする。 なお、震度5強以上の地震が発生した場合や土石流や泥流の発生が想定される火山活動等が発生した場合は、秋田県建設部（以下、「県建設部」という）と秋田地方気象台は基準の取り扱いについて協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定するものとする。
解除基準	基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるときとする。 大規模な土砂災害が発生した場合等には、県建設部と秋田地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

第4 気象予警報等の伝達と周知

市は、気象予警報等を受け取ったときは、速やかに関係機関及び必要に応じ住民へ伝達し、周知を図って災害の予防に努める。

■ 気象注意報、警報、特別警報等伝達系統



太枠は、情報発表官署。二重枠は気象業務法に定められた伝達機関

二重線は、気象業務法によって特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

第6節 災害情報の収集・伝達計画

[総務課、各総合支所]

第1 計画の方針

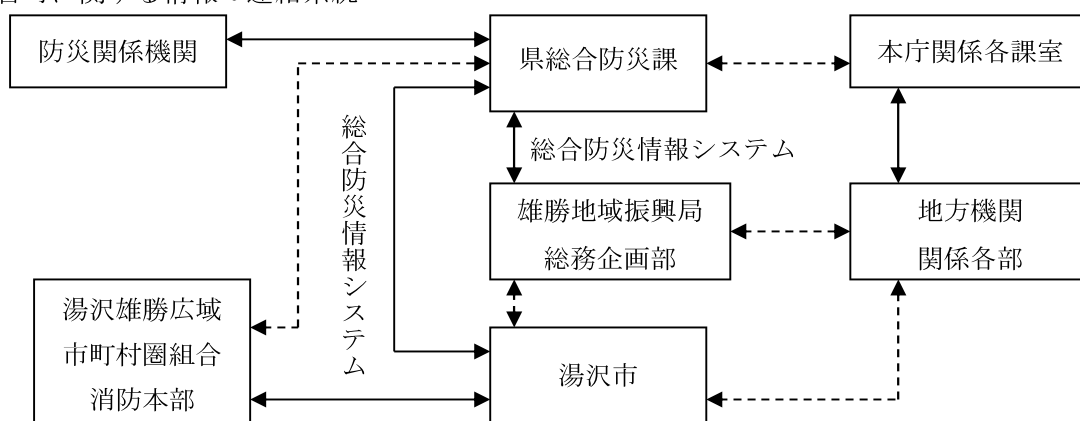
気象業務法に基づく注意報及び警報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災警報等を迅速、的確に収集するとともに、市及び防災機関に迅速、確実に通報し適切な防止措置を図る。

市は、災害の発生直後から被災情報及び被害情報を速やかに県及び関係機関等に報告するため、自己の所掌する事務又は業務に関して、職員又は関係機関の協力を得て、応急対策活動に必要な情報及び被害状況等を収集する。

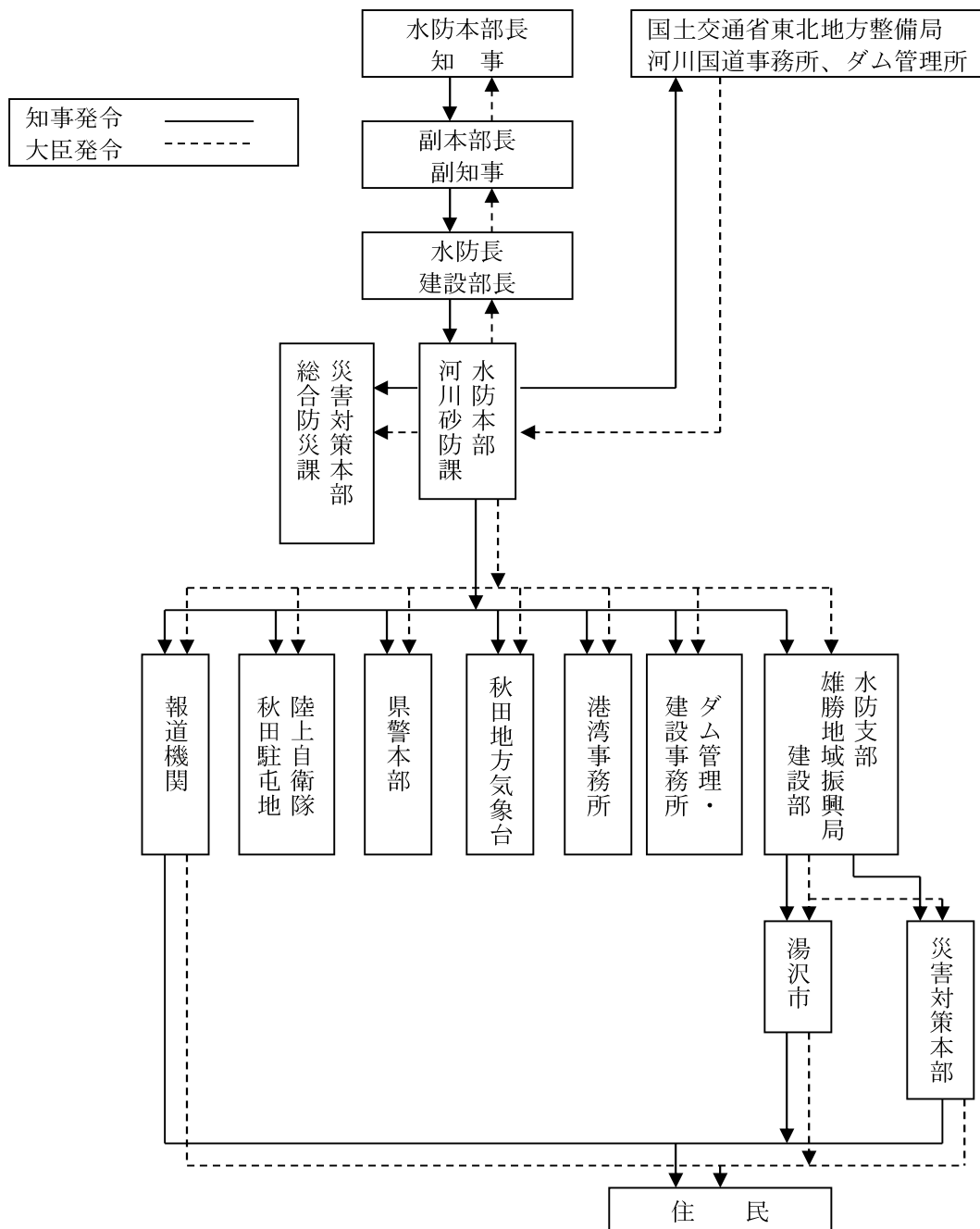
第2 情報収集体制及び伝達

- 1 災害が発生した場合には、市、県並びに防災関係機関は、その所掌事務又は業務に関して積極的に職員を動員して情報収集に当たる。
- 2 災害発生直後において概括的被害情報、ライフラインの被害範囲、負傷者の状況等、被害の規模を推定するため関連情報の収集に当たる。
- 3 関係機関は被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告する。

■災害時に関する情報の連絡系統



第3 水防警報、水防指令の伝達系統



第4 被害報告の対象

災害情報等の報告の対象はおおむね次に掲げるものとするが、詳細は、災害状況判定基準及び雪害被害認定基準に示す基準による。

- 1 人的被害、住家被害が発生したもの。
- 2 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- 3 災害に対し、国及び県の財政援助等を要すると思われるもの。
- 4 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で

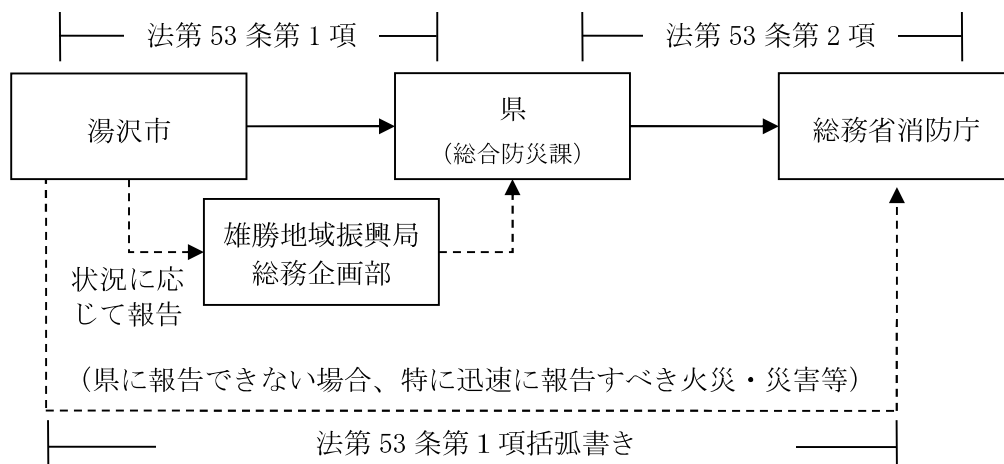
本市の被害が軽微であっても近隣市町村地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。

- 5 災害の状況及び災害が及ぼす社会的影響等からみて、報告を要すると認められるもの。
- 6 その他、特に指示があった災害。

第5 被害報告要領

市は、災害（火災を除く）が発生したときは、次の区分により所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部を設置している場合は、当該対策本部等）へ報告する。

■ 災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート



■ 総務省消防庁連絡先

回線別		区 分	平日（9：30～17：45） ※防災情報室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話		*-90-49013	*-90-49102
	FAX		*-90-49033	*-90-49036
地域通信ネットワーク	電話		*048-500-90-49013	*048-500-90-49102
	FAX		*048-500-90-49033	*048-500-90-49036

*各団体の交換機の特番

（問い合わせ先）

総務省消防庁国民保護・防災部 応急対策室応急対策係 03-5253-7527

1 災害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初段階で被害状況が十分に把握できていない場合（例えば第1報で死傷者の有無等を報告する場合）には、1号様式を用いて報告する。

- （1）発生場所、発生日時
- （2）当該災害の発生した具体的地名（地域名）

- (3) 風水害については、降雨の状況、河川の氾濫、溢水（水があふれること）、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況
- (4) 雪害については、降雪の状況、雪崩、溢水（水があふれること）の概況
- (5) 火山については、噴火の状況、溶岩流、火砕流、溶岩ドーム、泥流、火山弾、降灰等の概況
- (6) その他これらに類する災害の概況

2 災害即報

被害状況が判明次第、その状況を2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

3 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に2号様式（確定）により報告する。

4 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、3号様式により翌年の4月30日までに消防庁へ報告する。ただし、査定、調査等により被害額が確定したものとする。

5 災害状況報告

掌握した市内の災害の状況を、次により県関係部局主管課に報告する。

◎報告事項

- ア 災害の原因
- イ 災害発生の日時
- ウ 災害発生場所又は地域
- エ 災害の程度（事項内訳、被害程度）
- オ 応急措置（事前措置を含む。）の概要
- カ 復旧状況
- キ 今後の措置、方針
- ク 災害対策本部設置の有無
- ケ その他必要と認める事項

第6 被害の認定基準

報告書へ記入する被害の認定は、被害程度の認定基準により記入する。

分類	用語	被害程度の認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認した者、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	重傷 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
		軽傷 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療で治癒できる見込みの者。
被 家	住家	現実にその居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家で

分類	用語		被害程度の認定基準
			あるか否かを問わない。
	全壊、全焼 又は流出		住家がその居住のため基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により従来とおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧相当額）がその住家の再建築価格の50%以上のものとする。
	大規模半壊		半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの、 1 損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの。 2 住宅の主要な構成要素経済的損失が、住宅全体の40%以上50%未満のもの。
	半壊 又は半焼		住家がその居住のため基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば従来とおりに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧相当額）がその住家の再建築価格の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損		全壊及び半焼に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものである。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。
	床上浸水		浸水がその住家の床より上に浸水したもの及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水		床上浸水程度に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家		住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
			非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。
その他	田畑	流失 ・埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不可能となったものとする。
		冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
1 の そ	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、

分類	用語	被害程度の認定基準
		橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び第6項に規定する施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって規定される同法が準用される天然の河岸とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第67号）第2条第2項に規定する施設とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	電車等の運航が不能になった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	通信施設の被害によって、電話が不通になった回線数とする。
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。
	電気	電力施設の被害によって、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止となっている戸数とする。
	ブロックべい	倒壊したブロックべい及び石べいの箇所数とする。
	水道、電話、電気、ガスについては、速報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。

分類	用語	被害程度の認定基準
被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧書きするものとする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産施設以外の林産被害（例えば、立木、苗木等の被害）
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害（例えば、家畜、畜舎等の被害）
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害（例えば、のり、漁具、漁船等の被害）
	商工被害	建物以外の商工被害（例えば工業原材料、商品、生産機械機具等）

第7 安否情報の収集・伝達体制

安否情報システムの活用

安否情報システムは、国（総務省消防庁）が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自然災害・事故災害においても活用することができる。

市、県は、大規模な自然災害が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、住民からの安否情報の照会に対する回答を行う。

また、全国の住民からの安否情報の照会に対しても的確な回答を行うため、市、県は、安否情報システムにおいて収集及び整理した安否情報を、消防庁に設置されたサーバーに登録（報告）し、国、都道府県及び関係機関との間で情報共有を図る。

[資料編 8-2 雪害認定基準、
12-1 被害状況報告の様式]

第 7 節 孤立地区対策計画

震災対策編第 3 章第 7 節 孤立地区対策計画 に準ずる。

第 8 節 通信運用計画

震災対策編第 3 章第 8 節 通信運用計画 に準ずる。

第 9 節 広報計画

震災対策編第 3 章第 9 節 広報計画 に準ずる。

第 10 節 避難計画

震災対策編第 3 章第 10 節 避難計画 に準ずる。

第 11 節 消防・救助活動計画

震災対策編第 3 章第 11 節 消防・救助活動計画 に準ずる。

第 12 節 消防防災ヘリコプター活用計画

震災対策編第 3 章第 12 節 消防防災ヘリコプター活用計画 に準ずる。

第 13 節 水防活動計画

震災対策編第 3 章第 13 節 水防活動計画 に準ずる。

第 1 4 節 災害警備計画

震災対策編第 3 章第 1 4 節 災害警備計画 に準ずる。

第 1 5 節 緊急輸送計画

震災対策編第 3 章第 1 5 節 緊急輸送計画 に準ずる。

第 1 6 節 救援物資の調達、輸送、供給計画

震災対策編第 3 章第 1 6 節 救援物資の調達、輸送、供給計画 に準ずる。

第 1 7 節 給食・給水計画

震災対策編第 3 章第 1 7 節 給食・給水計画 に準ずる。

第 1 8 節 医療救護計画

震災対策編第 3 章第 1 8 節 医療救護計画 に準ずる。

第 1 9 節 災害ボランティア活動支援計画

震災対策編第 3 章第 1 9 節 災害ボランティア活動支援計画 に準ずる。

第 2 0 節 公共施設等の応急対策計画

震災対策編第 3 章第 2 0 節 公共施設等の応急対策計画 に準ずる。

第 2 1 節 ライフライン施設応急対策計画

震災対策編第 3 章第 2 9 節 ライフライン施設応急対策計画 に準ずる。

第 2 2 節 危険物施設等応急対策計画

震災対策編第 3 章第 2 1 節 危険物施設等応急対策計画 に準ずる。

第 2 3 節 危険物等運搬車両事故対策計画

震災対策編第 3 章第 2 2 節 危険物運搬車両事故対策計画 に準ずる。

第 2 4 節 防疫、保健衛生計画

震災対策編第 3 章第 2 3 節 防疫、保健衛生計画 に準ずる。

第 2 5 節 動物管理計画

震災対策編第 3 章第 2 4 節 動物管理計画 に準ずる。

第 2 6 節 廃棄物処理計画

震災対策編第 3 章第 2 5 節 廃棄物処理計画 に準ずる。

第 2 7 節 行方不明者及び遺体の捜索並びに遺体処理、埋火葬計画

震災対策編第 3 章第 2 6 節 行方不明者及び遺体の捜索並びに遺体処理、埋火葬計画 に準ずる。

第 2 8 節 文教対策計画

震災対策編第 3 章第 2 7 節 文教対策計画 に準ずる。

第 2 9 節 住宅応急対策計画

震災対策編第 3 章第 2 8 節 住宅応急対策計画 に準ずる。

第 3 0 節 災害時要配慮者及び避難行動要支援者対策計画

震災対策編第 3 章第 3 0 節 災害時要配慮者及び避難行動要支援者対策計画 に準ずる。

第 3 1 節 応急保育対策計画

震災対策編第 3 章第 3 1 節 応急保育対策計画 に準ずる。

第 3 2 節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画

[総務課、環境共生課、関係機関]

第 1 計画の方針

陸上施設等から河川に大量の油や危険物が流出した場合、事故発生原因者がその責任において対処する。また、東北地方整備局、県、市、消防、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係企業等、地域住民に対して協力を求めることとする。

第 2 河川流出油等防除措置

河川に大量の油や危険物が流出した場合は、的確な防除措置の実施を図る。

1 東北地方整備局

- (1) 関係先への事故情報の伝達
- (2) 直轄担当区域における状況調査、油等の防除
- (3) 備蓄資機材の提供

2 秋田地方気象台

関係先への油防除に関する予報等の伝達

3 県

- (1) 関係先への事故情報の伝達
- (2) 関係市町村への指導及び関係機関との連絡調整
- (3) 自衛隊への災害派遣要請
- (4) ボランティア活動の受入及び支援活動
- (5) 流出区域における状況調査、浮流油等の回収

4 市

- (1) 関係機関への事故情報の伝達
- (2) 関係機関に対し、災害対策基本法第60条に基づく避難の指示等の措置に関する助言
- (3) 油防除活動に関する関係機関との調整
- (4) 協定等に基づく他の自治体への援助要請
- (5) 流出区域における状況調査、浮流油等の回収

5 消防機関

- (1) 関係先への事故情報の伝達
- (2) 流出区域における状況調査、浮流油等の回収
- (3) 備蓄資機材の提供
- (4) 流出区域住民に対する浮流油等・石油ガス等異臭に関する情報提供
- (5) 救助・救急活動
- (6) 協定等に基づく近隣消防機関への援助要請

6 警察

- (1) 関係先への事故情報の伝達
- (2) 流出区域における被害情報の収集、伝達及び警戒警備
- (3) 流出区域住民に対する避難等の措置
- (4) 自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項

7 事業所等

- (1) 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
- (2) 管理する施設等に関する自衛措置
- (3) 防除活動等の実施

第 3 3 節 航空機事故応急対策計画

[総務課、関係機関]

第 1 計画の方針

航空機（国際航空運送事業又は国内定期航空運送事業の用に供する航空機に限る。以下同じ。）の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の軽減・拡大防止を図るため、防災関係機関と連携をとり迅速に対処する。

第 2 応急対応の組織

1 災害対策本部の設置等

（１）市内で、航空機が墜落、炎上、その他重大な事故が発生した場合は、直ちに「災害対策本部」を設置し、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。

また、航空機の情報不明等重大な事故のおそれがある場合には「災害対策部」を設置し、情報の収集に努めるものとする。

（２）事故現地には必要に応じ職員を派遣し、事故情報の収集や現地の関係機関との連絡調整等を行う。

（３）航空機事故の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は、次による。

（４）災害対策本部の主要業務

ア 救難、救護及び応急対策等の指示

イ 消防、警察、自衛隊、医療機関等関係機関との連絡調整

ウ 情報収集・資料の作成

エ 広報

オ 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整

第 3 情報の収集及び伝達

事故情報の連絡を受けた市と関係各機関は、それぞれ他の関係する機関、地域住民等に対し、必要な情報を伝達する。また、災害対策本部は自衛隊の災害派遣の要請を行う場合は、県を通じ、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

第 4 広報

航空機事故が発生した場合、災害対策本部は、人心の安定及び秩序の維持並びに応急対策に対する協力を求めるため、報道機関、又は広報車、掲示板、インターネット等により地域住民、関係機関旅客及び送迎者等に対し、次の内容について広報を行う。

1 事故状況と協力依頼

2 応急対策の概要及び復旧の見通し

3 避難の指示・勧告及び避難先の指示

4 乗客及び乗員の住所、氏名、年齢等

- 5 道路の通行に関する情報
- 6 その他、必要事項

第5 救援救護及び遺体の収容

1 実施機関

市は、空港管理事務所、航空会社、消防機関、警察、自衛隊、医療機関（日赤、県医師会等）等と協力して実施する。

2 救出活動

航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合には、直ちに救助隊を編成し、救出活動を実施する。

3 応急措置の実施

負傷者の救護については、医療機関で編成する医療救護班の派遣を受け、応急措置を実施する。

4 救護所の開設

救護所は、あらかじめ定められた場所、又は事故現場付近の適当な場所に開設する。

5 救護所までの搬送

医療救護班の救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両及び県や関係各機関の保有するヘリコプター等により行う。

6 負傷者の後方医療機関への搬送

負傷者の後方医療機関への搬送は、消防機関が保有する救急車、市及び医療機関が保有する患者搬送車並びに民間から借上げた大型バス等により行う。

7 遺体の収容

遺体の収容については、関係機関の協議により、遺体一時保存所を設置し、遺体の処理後は速やかに災害対策本部長の指示する場所に安置し、又は遺族に引き渡すものとする。

第6 消防活動

1 実施機関

空港管理事務所、消防本部、自衛隊

2 応援の要請

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理事務所は、化学消防車等による消火活動を実施する。また、災害の規模が大きく、空港管理事務所、広域市町村圏組合消防本部では対処が困難と予想される場合には、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部消防広域応援隊受援計画に従い消防広域応援を求めるとともに、市長は知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

第7 警戒区域の設定及び交通規制

1 警戒区域の設置

市は、地域住民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。

2 道路の通行を禁止

道路管理者又は公安委員会は、応急対策実施上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、又は制限する。

第8 経費の負担

この業務に要した経費は、法令に定めのある場合を除き、事故発生責任者又は出動要請者の負担とする。

第 3 4 節 原子力施設災害対策計画

[総務課]

第 1 款 災害応急計画

第 1 計画の方針

福島第一原子力発電所の事故において、放射性物質の「広域汚染」と「長期にわたる汚染」が新たな課題になってきている。このような原子力施設災害による被害を軽減するには、迅速な情報及び広報活動により市民に情報提供するとともに、避難等の指示が発出された場合は、指定している避難所へ迅速かつ安全に避難させる。この際、風評被害の軽減、又は防止のため、広報活動に努める。

第 2 活動体制

原子力発電所における事故を覚知した場合、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合で知事が必要と認めた場合は、県災害対策本部が設置されることになっている。

市は、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて市災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

第 3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

1 住民への指示

市及び県は、秋田県への影響が懸念される場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、秋田県に対して原災法第15条の規定に基づく指示があった場合には、速やかに住民に対して指示を行う。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

- (1) 原子力緊急事態宣言が発出された場合、県は内閣総理大臣の指示に従い、関係市町村に対し速やかに住民に対する避難情報を伝達する。
- (2) 市は、内閣総理大臣又は知事から避難に関する情報伝達を受けたときは、あらかじめ把握している避難対象者の避難先の指定を行ったうえで、速やかに情報伝達を実施し、住民を屋内退避又は避難させる。
- (3) 市は、避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示（緊急）、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等を定めておくものとする。
- (4) 市は、原子力施設災害に伴う住民避難が長期化することに備え、避難所の環境整備、必要な生活必需品等、備蓄品の確保に努める。

第4 緊急医療活動の実施

市は、必要に応じて、県が行う避難者の健康相談、身体汚染検査及び除染等に協力する。

第5 住民への情報伝達等

1 住民に対する広報及び指示伝達

市は、住民に対して、市防災行政無線、登録制メール、SNSや広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- (1) 事故の概要
- (2) 災害の現況
- (3) 市、県及び防災関係機関の対策状況
- (4) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (5) その他必要と認める事項

2 住民相談の実施

市は、総合的な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

第6 風評被害の軽減

市は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、市産農林水産物や市内事業所が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

第2款 災害復旧計画

市は、住民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について県と協議の上定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

第1 モニタリング情報の周知等

1 モニタリング情報の周知

市は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対しホームページや広報紙等により公表・周知を図る。

2 放射性物質による汚染の除去等

市は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関が実施する放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業に協力する。

第2 損害賠償請求等

1 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

市及び県は、将来の損害賠償請求等に資するため、応急・復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。

第 3 5 節 災害救助法適用計画

震災対策編第 3 章第 3 2 節 災害救助法適用計画 に準ずる。

第 3 6 節 労働力確保対策計画

震災対策編第 3 章第 3 3 節 労働力確保対策計画 に準ずる。

第 3 7 節 応急公用負担等の実施計画

震災対策編第 3 章第 3 4 節 応急公用負担等の実施計画 に準ずる。

第 3 8 節 広域避難受入計画

震災対策編第 3 章第 3 6 節 広域避難受入計画 に準ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興計画

震災対策編第4章第1節 災害復旧・復興計画 に準ずる。

第2節 公共施設災害復旧計画

震災対策編第4章第2節 公共施設災害復旧計画 に準ずる。

第3節 財政負担に関する計画

震災対策編第4章第3節 財政負担に関する計画 に準ずる。

第4節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画

震災対策編第4章第4節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画 に準ずる。

第5節 農林漁業経営安定計画

震災対策編第4章第5節 農林漁業経営安定計画 に準ずる。

第6節 被災者の生活支援計画

震災対策編第4章第6節 被災者の生活支援計画 に準ずる。

第7節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

震災対策編第4章第7節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画 に準ずる。

第 8 節 罹災証明書発行要領

震災対策編第 4 章第 8 節 罹災証明書発行要領 に準ずる。

第 9 節 激甚災害の指定に関する計画

震災対策編第 4 章第 9 節 激甚災害の指定に関する計画 に準ずる。